

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時一分開議

○逢沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官北村博文君、内閣官房内閣参事官千野啓太郎君、外務省大臣官房参事官河野章君、外務省北米局長富田浩司君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○逢沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○逢沢委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。濱地雅一君。

○濱地委員 公明党の濱地雅一でございます。二十分間の質疑時間をいただきまして、ありが

とうございます。

午前中、四名の参考人の方の意見をお聞きしました。私も、昨年の臨時国会に参加をさせていただきました。私も、昨年の臨時国会に参加をさせていただきました。私も、昨年の臨時国会に参加をさせていただきました。私も、昨年の臨時国会に参加をさせていただきました。

その中で、本当に、特定秘密を守る必要性和国民の知る権利のバランス感覚というものが、私自身は、だんだん勉強する中、その相場観というものをつかませていただけたと思っています。

特に、きょう午前中の四名の参考人の意見の中で、やはり何でもかんでも国民の知る権利というのは、知らないんだ、知る側も、なぜそれが必要なのか、そういったことをしっかりと提示しながら、また政府に対して、安心をしてといいますが、国会を信頼して提出していただく、そういった姿勢が大事だろうということが大変に参考になったわけでございます。

しかし、私も、昨年、臨時国会でこの法案が通りました、さまざまな市民集会に出たり、また出身母体であります弁護士会との協議をやる中、そうはいっても、我々以外の国民の方は、この法案、特定秘密の保護法案や、また国会での監視機関については、まだまだ不安を持たれているというのが現状でございます。ですので、議論が進んでいる我々とは離れて、やはり大事な場でございますので、国民の皆様が不安になっているところを、多少基本的なところからになりますけれども、お聞きしたいと思っております。

その上で、特定秘密は、そもそも秘密なので何

が秘密かわからないんだ、だからこの法案は難しいんだ、そういった、基本的なまだ不安があるわけですね。そうなりますと、特定秘密保護法の十九条に毎年報告書というところが、やはり我々国会の方としては、秘密をしっかりと監視していく端緒になるわけでございます。

ですので、もうそろそろ政府の方としても、この十九条の報告書の自身、どの程度具体的に考えていらつしやるのか、そういった報告書にするのかというの、やはりでき上がっていないとまずいと思っております。その点について、まず森大臣に、お聞かせください。

○森國務大臣 十九条で国会へ報告する事項につきましては、ただいま情報保全諮問会議の有識者の御意見を聞きながら検討をしているところでございますけれども、今、濱地委員の御指摘のとおり、国民が特定秘密の運用状況について不安を抱かないように、なるべくしっかりと示しをするという方向で、例えば、事項ごとの件数をお示しするなどのことを考えております。

○濱地委員 森大臣、ありがとうございます。検討中ということでございますけれども、やはり私、冒頭申し上げました、国会としても、政府が国会を信頼して出していたく機関を我々はつくって、そのようにこの審議の中で決意をしておりますので、事項ごとということになりましても、なるべく具体的な内容にしていきたいながら、きつちりと端緒になるような報告書にしたいと思っております。

次に、一般の方はこうも言われます。四十万件以上の秘密があつて、その約九割は人工衛星や暗号である、でも、四万件はあるんでしよう、それが八名のいわゆる審査委員の方々で見られないでしようというふうな素朴な疑問がございます。

私は、やはり秘密に触れる方が多ければ多いほど漏えいする可能性があるんだということで説明をさせていただいているわけでございます。そして、委員の先生方も海外をさまざま視察されて、海外でも全ての秘密を見るわけじゃない、やはり大事な端緒を摘み取ってしっかりと監視することに意味があるんだというふうに我々は理解はしておりますけれども、やはり一般の市民の方等にはそういった疑義があるわけでございます。

その上で、この八名で監視する体制、具体的には十九条の報告書があつたり、いろいろな端緒があると思うんですが、実際に摘み取るころの、どういう秘密を審査していこうか、またどういふふうにやっていこうか、その最初の初動の部分をおどのようにお考えなのか、与党の法案提出者にお聞きしたいと思います。

○大口議員 濱地議員に答弁いたします。

午前中の参考人でも、特定秘密のチェックをする国会の機関というのではないと。そういう点では、世界でもこういう制度がないものをつくるということでありまして、これからしっかりと育てていきたい、こういうふうに通じているところがございます。

そして、数十万件の特定秘密、これを全てチェックするというのは不可能だと思つております。

いう点では、今、森大臣からお話がありましたように、特定秘密保護法十九条の年次報告、それはただ単に政府からの報告だけじゃなくて、今、情報保全諮問会議、これは意見もつけるわけですね。そういうものが一つ大きな端緒となると思つて。さらに、我々は行政機関の長に対しても、あるいは、内閣府に今度、情報保全監察室あるいは公文書管理監というものを置きます。こういう人たちにも来てもらつて、そしていろいろ質問もし説明も求める、こういうこともやっていきたいと思つた次第であります。

いずれにしても、その結果、しっかりと報告を出して、勧告の結果についてちゃんと報告を求める、こういうことをしていきたいと思つてます。

○濱地委員 まさに、この監視機関ができた後に、どういった情報の端緒のとり方、その後、それどのように吟味しているのかというところ、当然、秘密の中身を見せるわけにはいきませんが、そのあたりのことが見える体制というのが国民の皆様への安心につながるものであろう、そのように思つております。

その上で、済みませんが、心配事ばかりを話しておりますけれども、やはり国家の安全保障に重大な支障が生じる場合と言つてしまえば出ないんじゃないですかということも私は言われるんですね。その上で、いや、国会はきちっと疎明をさせますと。もともとあつたのは国会法百四条二項ということですが、今回は、国会法の改正の中で、百二条の十五の第三項、保護措置Aの場合は、それをもって政府の方に疎明をさせるということでございます。

います。

午前中、例えばサードパーティールール、私は午前中の質疑を聞くまではこう思つておりました。サードパーティー、第三国がいるのであれば、第三国に確認をとつたことの疎明の資料でも出させたらどうか、それぐらいに思つていました。これは勉強不足でございました。実際は、どの国とやりとりをしたかということ自体を出すことも、やはり国際慣行上疑義があるというものを参考人の皆様から聞かせていただきました。しかし、そうはいつても、この疎明、証明ではないんですけれども、疎明の具体的な中身をどこまで求めるかというのは非常に大事だと思つております。

その上で、例えば、百二条の十五の第三項の疎明の具体的内容として、与党の法案提出者はどのような疎明の方法を求めるおつもりなのか、どういった運用にしていくつもりなのかをお聞かせください。

○大口議員 我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれのあるということの疎明につきましては、求めに応じられない理由をできる限り具体的にわかりやすく示すことが望ましい、こういうふうに通じています。やはり国民に対してそういう責任がありますし、国会に対してそういう責任が政府にはある、こういうふうに通じています。

○濱地委員 では、森大臣にお聞きします。

この疎明の方法として、今与党の法案提出者からそういった答弁がございましたけれども、この共通認識がしっかりとられていないと、国会としては、できるだけ、もっともと求めると、し

かし、政府としては、これでいいんだということになり、まさに先ほど冒頭申し上げました信頼関係、お互いの信頼関係というところが崩れると思います。

今の御答弁を聞かれて、やはり百二条の十五の第三項、この疎明の方法として、どこまで現在のところ開示をするおつもりなのか、お答えください。

○森国務大臣 情報監視審査会からの特定秘密の提出の求めに応じられない場合にどのような理由の疎明及び内閣の声明を出すかは、個別具体的に判断する必要があることから、前もって一概に申し上げることは困難でございますけれども、国会の方から求めがあれば、それにできる限り誠実に対応してまいりたいと思いますので、できる限りの具体的な疎明をしていくということになると思います。

例えば、過去、内閣声明が出された事例がございますが、そこでは、提出することにより、具体的にどのような支障が生じ、なぜ国家の重大な利益に悪影響を及ぼすのかということについて述べて、明らかにしております。

こういった前例も踏まえますと、情報監視審査会からの特定秘密の提出の求めに応じない場合に、なぜ安全保障に著しい支障を及ぼすことになるのか、その理由を可能な限り具体的に明らかにする必要がありますと考えております。

○濱地委員 ありがとうございます。

森大臣の誠実にとり言葉を深く私は受けとめましたし、また、先ほどの、議証法によって一度、

昭和二十九年に出したわけでございます。このときは、刑事事件に重大な影響を及ぼすという具体的な事例を示されたわけでございます。

議証法と違うのは、議証法の場合は、どういうことが問題になっているのか大体わかった上でやっておりますので、その疎明の理由というのはやはり納得感があるかと思うんですが、特定秘密の場合は、どの秘密かがまだばやとしてしている段階でございます。

ですので、やはり国家の安全保障に重大な影響を及ぼすの一言ではそういった信頼感というのは生まれなれないと思っておりますので、先ほど御答弁がありましたとおり、森大臣の、国会には、とにかく国権の最高機関としてできる限り出すんだ、誠実に出すんだといった御答弁がございましたので、当然、私も、ここで細かく求めるつもりはございませんが、そのことをしっかりとぜひお願いしたい、そのように思っております。

次に、特定秘密以外の秘密についての運用ということについても、よく問題になります。

私もいろいろな方と話をする上で、これまで政府では、秘密の運用基準等は通達のようなものであつて、明確な基準がなかったんです。逆に、特定秘密のこの四分野に限っては、しっかりと吟味がされて、省庁をまたがった形で安全保障にかかわる秘密というのが、いわゆる特定秘密に指定する基準というのが定まったんですというふうに皆様方には説明をしております。

そうすると、よく出るのが、では、特定秘密以外の秘密はどうなるんですかという質問をどうし

てもされてしまうわけでございます。

これまで、昭和四十年や昭和四十七年に、秘密文書の取り扱いということで内閣官房の方で取り決めを決められておりますけれども、この特定秘密以外の秘密についてもきちっと基準を設けて、または、この秘密のレベルをしっかりと認識しながら秘密指定をしていく必要はあるうとかなと思っておりますが、その取り組みは今どうなっているのかをお聞かせください。

○千野政府参考人 お答えをいたします。

特定秘密保護法の成立により、特定秘密に関して政府部内における管理体制が確立されることとなったことを機に、特定秘密以外の情報に関しても各省庁統一ルールの検討が課題となりまして、本年の三月十八日に、内閣官房副長官補を座長とする情報の管理の在り方に関する検討チームが立ち上げられたところでございます。

特定秘密以外の情報の取り扱いにつきましては、現在、行政文書の管理全般について定めております公文書管理法や、あるいは情報公開制度について定めております行政機関情報公開法のほか、先ほどございました昭和四十年の事務次官等会議申合せが秘密文書の取り扱いに関する一般的なルールを定めるなどしております。これらを受けて、各省庁がそれぞれ内部規則を定めて管理を行っているところでございます。

そこで、今回の統一ルールの検討につきまして、現在、これらの制度間の関係を整理いたしますとともに、各省庁が内部規則で定めている情報管理ルールについて調査をしている状況でありま

して、今後、これらの結果を踏まえて、政府としての統一ルールのあり方を検討していくこととしております。

○濱地委員 これはぜひお願いしたいというお願い事項になるんですけども、できれば、十二月に特定秘密の運用が始まるわけでございますので、その他の運用についても、いわゆる特定秘密以外の秘密の基準についても、しっかりと早目に基準をつくっていただいて、特定秘密のいわゆる基準のルールは公表されるわけでございますので、特定秘密以外の秘密についてもルールづくりが示された、それが目に見える形で進めていただきたいように、切にお願いをしておきます。

次に、公益通報者制度について、今回は附則の中に盛り込まれました。午前中の参考人の質疑、永野参考人からも、やはり知る権利を實質的に国民のために充実させるためには、公益通報者制度のような制度が必要であろう、そのように言われております。

公明党としては、この公益通報者制度のようなものを今回の法案に盛り込もうと思っていたわけでございますが、実際、今回は附則でとどまっております。これはしっかりと、我が党としても、なぜ附則にとどまってしまったのか、また今後どのようにこれを進めていくのか、そこは一言、大口議員にお答えいただきたいと思っております。

○大口議員 濱地委員にお答えいたします。今、政府におきまして、特定秘密について、ま

ういう運用をしていくための仕組みづくりをしていきます。

そういう中で、内閣府に情報保全監察室、こういうものをつくって、内閣官房とは別系統でしっかりチェックしていく、こういう仕組みも今検討されているわけです。

そして、特定秘密を取り扱う職員等が、これはいかがかというものについて、公益通報者保護制度は、これは犯罪等、違法なものです。しかし、この三条一項あるいは十八条との関係でどうなのかというものは、必ずしも違法でないもの。ですから、これは全く新しい制度なんです。まず、それを監察室に通報する仕組み、こういうものを、要するに、行政内部での内部通報制度をしっかりと構築するように、こういうふうに私どもは求めているところでございます。

午前中の参考人の意見でも、この内部通報制度というものは、これをしっかりと議論して、そして機能するようなものにしていかなきゃいけない、それはある程度の時間がかかる、こういうことも参考人はおっしゃっていましたが、これも、それは我々も本場に同じ考えでございます。

その上で、国会のチェックの仕組みということも、これは、この国会法一部改正法の附則の五項に、やはり調査能力をアップしていくために、常に検討して措置を講ずる、こう書いておりますので、そういう行政内部の通報制度等もしっかり見ながら検討していきたい、こういうふうに考えています。

○濱地委員 ありがとうございます。

常に検討していくということで、私も常に勉強していきたい、そのように思っています。

野党の法案提出者にお聞きをいたします。

今回、議長、副議長の役目というのが非常に重たいものになっているように感じしております。私も、これを考えたときに、やはり議長の役目というものを条文からもう一回ひもときました。国会法十九条には、議長は、議事を監督し、議院を代表しながら、議事日程、また発言の制限、傍聴人の退場など、強力な権限を持っているわけでございます。だからこそ、議長は、一党一派に偏ることなく、やはり公平中立な立場で権限を行使する、いわば権威が高いわけでございます。

その中で、秘密を出す出さないという、どうしてもやはり党派的な色合い、または政治的な色合いというものが出てきてしまう、こういった権限に対して、私は、議長の権威というものが傷つけられないか、そのように懸念をしているわけでございます。

先日の質疑の中でも、もともと議長にこういった事務をやらせる、事務的な負担という指摘もありましたが、私はその前に、やはりこの議長の権限というものに対して整合がとれないんじゃないかというような意見を持っておりますが、その点についてお答えください。

○後藤（祐）議員 お答え申し上げます。

議長の公平中立といったときは、恐らく二つの側面があるのではないかと思います。

まず、国民の知る権利と必要な秘密保護という相反する価値のバランスについて考えた場合に、

行政府はみずからバランスを図るということはなかなか難しいと思うんですね。行政府はどうしても秘密保護の方に偏りがちだと思いますので、だからこそ国会の監視というものが必要になってきているわけでございますけれども、これを公平中立な立場から監視するというのが、一つ目の意味での立法府そして議長の公平中立という立場なんだというふうに思います。

それともう一つは、濱地委員御指摘のような、党派間の公平中立という観点もあると思います。我々が提案させていただいている法案でも、議長が単独で提出ですとかそういうことについて判断をさせていただくのではなくて、通常は野党議員がつく副議長、あるいは必要な場合は議長が指名する者の意見を聞きながらこういった判断をするということ、党派間の公平中立の確保を配慮しているところでございます。

あと、午前中の参考人質疑でもございましたけれども、情報監視審査会の運営に関してもそうですが、国会における監視機能において与野党が党派の観点から問題を起こすというのは大変よろしくないという御指摘があったのは全くそのとおりでと思います。

なお、午前中の永野参考人から、議長、副議長は必ずしもインテリジェンスの専門家ではないのではないかと御指摘がございましたけれども、今申し上げたように、そういう専門性のある方を指名することで適切な対応は可能だというふうに考えております。

○濱地委員 時間になりました。終わります。あ

りがとうございました。

○逢沢委員長 次に、近藤洋介君。

○近藤（洋）委員 民主党の近藤洋介であります。質問の機会をいただき、委員長、理事の皆様感謝を申し上げます。

今回の国会法の改正の議論というのは、国権の最高機関たる国会が、また我が国の唯一の立法機関である国会が引き続きその役割を果たせるかどうか、国民の負託に応えられるかどうか、議論の行方によっては大きく左右される極めて大事な案件だ、こう認識をしております。

そこで、まず民主党提出者にお伺いをしたいと思います。今、我々民主党は、今回、日本維新の会、結いの党の皆様と共同で国会法百四条の二を新設する改正案を提出しております。

まず、この改正案の意義、提出の理由について改めてお伺いをいたします。

○大島（敦）議員 近藤委員にお答えをいたします。

野党案は、政府による秘密情報の保護と国民の知る権利、すなわち政府の情報公開、提供のあり方のバランスが重要であるとの認識に立って、行政府の秘密保護法制が強化されていく中、立法府が必要とする秘密情報について、最終的には立法府の判断で取得できるよう基本的な条件を整備することを目的としております。

しかし、現在の国会法百四条の枠組みは、あくまでも政府が国会への情報提供の可否の判断をする仕組みになっています。

すなわち、現行の国会法百四条は、第一項で、

各議院または各議院の委員会から審査または調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告または記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬとされており、第二項において、内閣または官公署が求めに応じない理由を疎明し、その理由を情報の提出を求めた議院または委員会が受諾し得る場合には、内閣または官公署は情報の提供をすることがないとされております。

さらに、特に三項において、当該情報の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明があった場合には、内閣または官公署は情報の提出をする必要がないとしており、国会に情報を提供するか否かの最終的な判断は政府に委ねられています。

しかし、私たちは、特定秘密に限らず、国会が必要と判断した情報は国会に提出されるべきであると考えており、そのためには、国会への情報提供の判断が政府に委ねられている現行制度を改める必要があると考えます。

よって、私たちの案では、百四条の二を新設いたしました。各議院または各議院の委員会に提出される報告または記録に含まれる情報の保護に關し必要なものとして各議院の議決により定める措置を講じた上で、内閣または官公署に対し、必要な報告または記録の提出を求めたときは、内閣または官公署は、第三者に提供しないことを条件に提供された情報及び人的情報源に関する情報である場合を除き、国会に情報を提供しなければならぬこととしております。

秘密保護法制を考えるに当たっては、秘密を保護するという要請と国民の知る権利を守るという

この二つの要請の緊張関係が重要であると考えています。この観点からも、第四百四条の二を新設することは必要なことであると考えております。

現行の国会法第四百四条は、秘密保護法制ができる前の国会と政府の緊張関係の一つであったと理解しております。

今回、特定秘密保護法案が成立をいたしましたし、政府の情報管理が強化されました。これは、新たな時代が始まったと考えておりまして、新たな時代の要請に基づいた国会と政府の緊張関係を構築する必要があると考えまして、今回、百四条の二の新設を提案させていただいております。

○近藤（洋）委員 ありがとうございます。

なお、我々は、公文書管理法の改正案もあわせて民主党としては提案をしているわけでありまして、全体として、国会法百四条の二の新設とあわせて公文書管理法の改正も急務だということをもって主張していきたい、こう思うわけでありまして、あわせて民主党提出者に伺います。

今審議しております与党の国会法改正案、衆議院規則改正案また情報監視審査会規程案等は、現在政府が施行に向けて準備を進めている特定秘密に限定して、現行の国会法百四条の枠組みの範囲内で、国会において監視等を行うための情報監視審査会を設置することを柱としているわけであり

ます。そこで伺いますけれども、今回野党が、我々が提出した国会法百四条の二を新設する改正案

と与党案はどのような関係にあるのか、お答えいただけますでしょうか。

○大島（敦）議員 ありがとうございます。

まず、与党案は、特定秘密に関して、その指定等について監視等を行う機関である情報監視審査会を設立することを内容としております。

与党案には、現行の国会法第四百四条の仕組みを改正する、またはその特例を定めるような内容は含まれていないために、特定秘密に限らず、国会への情報提供の判断は政府が行うという仕組みは維持されております。

現行の国会法百四条の仕組みを維持したままでは、情報監視審査会が特定秘密の提供を要求しても、内閣が声明を出せば国会へ提供を拒むことが可能であります。すなわち、どんなにすぐれた監視機関が設置されていても、現行の国会法百四条が存在する限り、十分に機能する機関にはならないとおそれるかと考えています。

それに対して、私たちの案は、先ほど申し上げましたように、現行の国会法百四条の仕組みを改めるものであります。これは、特定秘密に限定した内容ではございません。私たちの案は、特定秘密に係る監視機関を国会に設ける与党案の対案と思われがちですが、監視機関を機能させるための前提条件を整えるものであって、監視機関の対案という関係ではございません。

私たちの案に御賛同いただければ、国会における監視機関である、現在の与党案である情報監視審査会も、より機能する機関となる可能性もあると思われまますので、ぜひその点を御留意いただ

ればと思います。

以上です。

○近藤（洋）委員 次に、与党の提出者の方にお伺いをします。

与党の衆議院規則改正案によれば、特定秘密を漏らした国会議員に対する懲罰の規定がされております。しかし、同時に、特定秘密を漏らした場合には、免責特権の対象となる場合を除き、閣法である特定秘密保護法で定められた罰則が科せられることになると理解しております。

もとより、国会議員に対する罰則を定めている法律は、公職選挙法、政治資金規正法等、こうしたものは本来議員立法で制定をされております。三権分立の立場に立てば、本来、こうした国会議員に対する罰則規定は閣法ではなくて議員立法において定めるのが筋であり、憲政の常道ではないか、こう思うわけがあります。

そこで、与党の提出者にお伺いしたいのですが、衆議院規則改正案により国会議員による特定秘密の漏えいを懲罰事犯として扱うのであれば、特定秘密保護法の罰則の対象から国会議員を除外すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○大口議員 近藤委員にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、今回、新しい規則二百三十四条の二あるいは新しい規程三十一条で、懲罰事案について、漏らした場合にはその手続の対象になるということで、懲罰を今回科することにいたしましたわけがございます。その懲罰は、院内の秩序を乱した議員に対して、議院の自律権に基づいて科すものでございます。

それに対して、特定秘密保護法は罰則がございません。今委員御指摘のように、これは内閣が提出した法案でございます。内閣が提出した法案であっても、法律の成立は、これは立法府である国会が定めたものでございます。そういう国会が定めた特定秘密保護法の罰則を犯した者に対する罰則として科するということは、これは目的が違いますので、院内の秩序を守ることに對して、法秩序を守るといふことで、目的が違ふものですから、並立できると思いません。

ちなみに、アメリカ、イギリス、ドイツにも視察に行つてまいりました。アメリカでもイギリスでもドイツでも、議員が罰則の対象になつております。免責特権ということがありますから、それで憲法上保障されている権利を確保しつつ、やはり院外での発言に對しては罰則を科する、こういうことが国際的にも通例ではないかな、こう考へておる次第でございます。

○近藤（洋）委員 時間ですので質問をやめますが、尊敬する大口委員の御答弁であります、なかなか納得のできない答弁でございました。

もとよりそれは、国会は唯一の立法機関ですから、それは閣法であれ何であれ国会を通じてしか法律は制定できませんので。私が申し上げたいのは、やはりこれは議員立法において国会議員に對する罰則は決めるべきではないかということであるわけでありませう。

まだまだ論点は山積みであるということをお願いして、時間ですので質問を終わります。

○逢沢委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤（祐）委員 民主党の後藤祐一でございます。まず、自民党の提出者にお伺いしますけれども、今回の与党案の對象、すなわち情報監視審査会の對象というのは特定秘密に限定されておりますけれども、情報監視審査会で、ある情報が欲しいとなつたときに、この情報を下さいと政府側に言つたときに、それが特定秘密かどうかというのはわからない場合が結構あると思うんですね。調べた結果、特定秘密になつていない場合は、所掌の範囲ではないので出せませんということになつてしまふ。

つまり、特定秘密に該当していれば、適切な秘密保護措置を講じているので出せませうけれども、特定秘密でない場合には、秘密保護措置もないですから、出せないということになつてしまつて、特定秘密よりも秘密の度合いはやや低いと思はれる特定秘密以外の情報の方が逆に出てこないということになりかねないと思うんですが、ぜひ、この情報監視審査会の對象を特定秘密に限定しないであらゆる政府情報に広げて、秘密保護措置を講じた上で提出できるようにすべきだと考えますが、御見解をいただきたいと思ひます。

○中谷（元）議員 御指摘のように、この委員会で扱えるのは特定秘密に限られておりまして、アンバランスが生じているというふうに思ひます。そこで、現在、政府におきまして、特定秘密に入らない秘密について、その取り扱いについて検討をされていると承知しております、提案者としてしまは、その扱いの統一ルールが完成したと

きには、附則五項の規定に基づいて、政府部内の取り扱いを踏まえた上で、国会における手続、その保護に関する方策を検討してまいりたいと思ひております。

○後藤（祐）委員 これについては、先ほど濱地委員からも話がありました。

そこで、政府参考人に伺いますけれども、先ほど、三月十八日に第一回の検討チーム会合があつたけれども、濱地委員から、十二月に特定秘密保護法の施行になるので、特定秘密以外のルールについてもそれに合わせて間に合わせるように切にお願いしますという話がありましたけれども、これはいつごろ施行される予定でしょうか。この特定秘密保護法の施行に間に合わせていただけないでしょうか。

○千野政府参考人 お答え申し上げます。

政府としての統一ルールのあり方につきましては、現在、三月十八日に検討チームが立ち上がつて以降、関係省庁が連携をして検討を進めているところでございます。

具体的な取りまとめ時期につきましては、現在のところ未定ではございますけれども、特定秘密保護法の施行に向けた検討状況も踏まえつつ、鋭意検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○後藤（祐）委員 森大臣、ぜひこれは督促していただいて、先ほど中谷委員も、やはりそこはややそこがあるという御指摘もありましたので、特定秘密よりも秘密の度合いの低い情報の方が出てこないというおかしなことにならないよう

に、特定秘密保護法の施行に間に合うようなタイミングでこの統一ルールを定めてほしいと思います。

与党の提案者は二人とも大きくうなずいておられますので、このことも深く踏まえていただきたいと思います。

次に、森大臣に聞きますけれども、今回の特定秘密保護法十条で定める保全措置というものは、今回の規程案、この議運では規程案もかかっているわけですが、その規程案の中で、こういった秘密保護措置をやりますよということで、秘密保護法十条の保護措置が講じられるという関係になっていると思いますが、この規定は極めて漠然とした記述しか書いておりません。

政府としては、この規程案でもって十分と判断するのでしょうか。つまり、特定秘密保護法十条では、その規定の仕方は国会に任せる、政府としてはとやかく判断しないということで、これはたしか条文修正もあつた部分だと思えますけれども。

何を申し上げたいかという点、政府としては、いかなる国会側での秘密保護措置が規定されようと、そこは国会に全て委ねるということであつて、実態としてなされる秘密保護のやり方というのが非常に、例えばちょっと不十分だと政府として感じた場合に、これを特定秘密保護法の十条の「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」の方で出せないというふうに判断することはないと考えてよろしいでしょうか。

つまり、秘密保全措置がちゃんと講じられてい

れば出すべき情報を、やや中途半端な保全措置だなど思つて、これだと漏れるリスクがあるから、安全保障に著しい支障を及ぼすおそれの方で読んで、出すということはないと考えてよろしいでしょうか。

○森国務大臣 保護措置の定め方については国会で御議論いただけるものと思つておりますが、国権の最高機関たる国会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府としては、これを尊重して適切に対応することとなるものと考えております。

なお、自民党、公明党の両党から提出された国会法の改正案においては、各議院または各議院の委員会等に対しては特定秘密を提供しない場合であっても、情報監視審査会に対しては特定秘密を提出する場合は想定されていることを踏まえますと、国会において講じられた保護措置の度合いに応じて対応が違つてくるということはありません。

この点、情報監視審査会については手厚い保護措置を予定していると伺つておりますので、そのことを踏まえて適切に対応していけるものと考えております。

○後藤（祐）委員 適切にとは、不十分だと考えた場合には、安全保障に著しい支障を及ぼすおそれの方で読む可能性が少しはあり得るということですか。それは、可能性はないと答弁していただけますか。

○森国務大臣 我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるか否かにつきましては、当該特定秘密の内容や入手の経緯等を踏まえ、総合的に

判断するものでございますけれども、保護措置の度合いが当該判断に影響を与えることがあり得る場合もあるかというふうに考えられます。

いずれにしても、国権の最高機関たる国会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府として、これを尊重して適切に対応することとなるものと考えております。

○後藤（祐）委員 これは問題だと思ふんですよ。保護措置が不十分だから、安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして提出しないことがあり得るといふ今の答弁なんです。

そうしますと、この情報監視審査会は機能しなくなつちゃうんですよ。だから、この規程案をもつて少し具体的に書いて、外に全部言う必要はないと思ふんですよ、こういう秘密保全措置をちゃんと講じて、シールドで何とかやつてといったところについて、これだけやつたから政府としてはそこを理由に出さないということはないということろを、内々で結構だと思ふんですけれども、せめて与党と政府の間で内々の理解を得るべきだと思ひますが、これは通告していませんが、与党にちよつと確認したいと思ひます。

○大口議員 後藤委員にお答えいたします。昨日も答弁をさせていただきました。国会がこの保護措置を決めるわけでありまして、政府にいろいろお伺いするということはありません。

その上で、例えば、この情報監視審査会の部屋のシールドについては最高度のものを今事務局に検討させております。また、議運の理事会でもいろいろと御意見をいただきましたまして、とにかくしつ

かりとしたものをやらせていただきます。

それに対しては、やはり政府は、当然それを尊重すべきだろうというふうに考えております。

○後藤（祐）委員 与党が、尊重すべきだという今の答弁は重いと思うんです。ぜひ、今の時点でなし得る最高度の秘密保護措置を国会は講じてと言っているわけですから、それを不十分だと判断して、安全保障に著しい支障を及ぼすおそれの方で読むことはないという形で運用していただくことを強く求めたいと思います。

次に、内部通報について行きたいと思いますが、六月四日の内閣委員会で、北村政府参考人は、特定秘密そのものを、内容を通報したという場合であれば、それは法律上免責されるというような規定はございませんと答弁しております。つまり、これは特定秘密保護法に情報を提供して免責される規定はどこにも読めないということでございますが、特定秘密の内容そのものを内部通報した場合は、法律上免責するにはこの特定秘密保護法を改正するほかにないということを、森大臣にもう一度確認したいと思います。

○森国務大臣 特定秘密は、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものでありますので、その内容を明らかにして通報した場合には、特定秘密の漏えいに当たりますので、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるわけでございます。

したがって、その場合には、特定秘密を漏えいしたということになる、該当するというふうと思

います。

○後藤（祐）委員 きょう、午前中の参考人質疑でも、この内部通報制度をきちつと構築すべきだということについては、濃淡こそあれ、四人の参考人それぞれが触れておられました。そして、与党の提出者も、これについては大変強い関心をお持ちの答弁をいただいておりますが、今の森大臣の答弁で明らかになったように、少なくとも、特定秘密の内容そのものを通報する場合には、どうやっても特定秘密保護法違反になってしまうんです。逮捕されてしまうわけです。これは、法改正が必要ではありませんか。

これは大口委員にお伺いしますけれども、今回の国会法改正案で、まずは、国会への通報については、その場合には、特定秘密保護法上、違法ではなくす、免責するというような規定を本当は置くべきだったと思うんです。ところが、今回は入っております。

国会への通報、その前にまず、大口委員は、政府の中での通報体制を検討すべきだ、それもそうだと思うんです。まず、内閣の中で通報制度をつくって、そのときには特定秘密保護法違反にならない法改正、当然これは特定秘密保護法の改正が必要になります。それを政府がやるのを見届けて、あるいは、やらない場合は国会側が主体的になって法改正をするべきだと思いますが、大口議員の見解を聞きたいと思います。

○大口議員 後藤委員にお答えいたします。

この内部通報制度につきましては、つい最近、ドイツでも導入されたわけでありまして、私も公

明党も、これについては検討をしてみました。そして、その中でいろいろと協議をしました。

その中で、今委員がおっしゃいますように、公益通報者保護法というのは、これは違法行為、犯罪行為、これについてでございますから、特定秘密保護法の三条や十八条の運用基準との関係で、これは問題があるという指摘の場合は、公益通報者保護法の適用はありません。そういう状況の中で、まずは行政内部において、きちつとそういう現場での声というのを行政内部がしっかりチェックをしていくという仕組みが大事だと。

そういうことで、四党合意というのがございます。その中でも、やはり内閣官房とは系列の違い内閣府におきまして、情報保全監察室あるいは公文書管理監、こういうものを置いて、そしてそこでチェックをしていく。その場合に、特定秘密の業務の取扱者等が内閣府の情報保全監察室に通報する制度、こういうものは、当然私どもは構築をすべきであると。そして、その状況をしっかりチェックさせていきたいながら、さらに国会における制度も検討していきたいと思っております。

けさの参考人の御議論でも、この通報制度というものをしっかり機能させていくには、やはり時間がかかる、しかし、しっかりとしたものをつくらなければならないんだ、こういうお話もございましたので、そういうこともしっかりとこれから見ていきたいと思っております。

この法律の附則の、先ほど五項と言いましたけれども、四項で、調査機能の充実強化のための方策について常に検討を加え、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるということ、この法律の附則の四項に書かせていただきました。しっかりと踏まえていきたいと思えます。

○後藤（祐）委員 特定秘密の内容そのものを通報することもあり得ると思えますので、実際の運用を見ながらという面もあるかもしれませんが、これは法改正が必要だと思えます。怖くて通報できません、このままでは。ぜひ、そこは与野党ともに、法改正を含めて検討していきたいと思えます。

一つ確認ですが、昨日の本委員会の山内委員の質問に対して大口委員は、内閣府に情報保全監察室、これをしっかりつくって、ここがチェックをしていく、当然、特定秘密の中身も見てチェックをしていく、こう答弁しております。

森大臣に伺いますが、情報保全監察室など、特定秘密保護法附則九条に基づいて設置される新たな機関による、検証及び監察するために特定秘密の中身を見る行為は、秘密保護法十条の「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合」に該当して、見ることができると考えてよろしいでしょうか。

○森國務大臣 特定秘密保護法附則九条による検討に基づき内閣府に設置する機関の権限及び事務については現在検討中でありませけれども、一般論として申し上げますと、特定秘密保護法に基づき、行政機関の長が他の行政機関の長に特定秘密を提供する場合、第六条に基づく「我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供」か、第十

条に基づく「公益上の必要による特定秘密の提供」によることとなります。

○後藤（祐）委員 いずれにせよ、それは見れるということ、今の答弁は解釈させていただきます。

次に、政府の第三者機関を法律でやるか政令でやるかということについて、野党からの申し入れに対して、夏までという回答があったんですけども、この公益通報の話もそうですし、指定解除請求権を法的拘束力を持つて行うということも国会でできないということになったわけですから、ぜひこれは、法律でもって内閣府内の第三者機関を設置するということを我々要求しているわけですが、ごさいませけれども、与党から内閣に対してこれを働きかけていただけられないでしょうか。

というのは、法律でないと、内部通報の話もやはり難しいということもわかりましたし、法的拘束力を持つ指定解除請求もできないということもわかりましたので、ぜひこれは、なかなか森大臣に言ってもやっていただけないので、与党から内閣に対して要請していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○中谷（元）議員 後藤議員とは、米国の公文書館の情報監察局へ行きましていろいろと聞きましました。やはりそのような組織を日本でもつくっていくべきでございまして、現在、第三者機関については、四党合意もございませ、また、後藤議員も質疑で確認をされましたが、政府部内に情報保全監察室を設けるということ、この制度設計を検討しておりますので、我々はこの結果を見て判断し

てまいりたいと思っております。

○後藤（祐）委員 いろいろ見直す点が明らかになりました。内部通報制度もそうです。指定の解除請求権もそうです。

あと、政府の第三者機関がどういう形で設置されるかによって、国会の監視機能として求められるものが違ってくると思うんです。ところが、この国会法の方が先に来てしまっておりませから、きょうこの後どうなるかわかりませませんが、国会の監視機関が先に成立して、政府の方の第三者機関がその後できる、その状況を踏まえて、もう一度この見直しが必要だと思っんです、内部通報のあり方も含めて。

ぜひ、この法律が仮に成立したとしても、その後、できれば特定秘密保護法が施行されてできるだけ早い段階で、この国会法の改正、また、情報監視審査会規程なんかも、やっていくうちにいろいろ見直さなきゃいけないところが出てくると思うんです。これも含めて見直しを行うべきだと思います。見直しをどこかの段階でするということとを与党としてお約束いただけないでしょうか。よろしくお願いたします。

○中谷（元）議員 もう法律が成立して半年になります。政府に第三者機関をつくるということですが、いまだに明らかになっていないということ、私もどうなのかなと思っております。早く政府はこれを明らかにすべきではないかなと思っております。

したがって、我々としては、政府がしっかりとした組織をつくるということ、これを期待して

おりますが、おっしゃることはごもっともでございますので、その方向で三年後にしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○後藤（祐）委員 三年後に国会法の、今回のところに関しての見直しを行うということでしょうか。対応するというのは、法改正というのでしょうか。

○中谷（元）議員 おっしゃるとおりでございます。三年以内にその方向でしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○逢沢委員長 時間が来ておりますので、簡潔にまとめてください。

○後藤（祐）委員 終わります。最後の答弁は非常に大きなものとして受けとめさせていただきました。ありがとうございます。

○逢沢委員長 次に、桜内文城君。

○桜内委員 日本維新の会の桜内文城です。

今回の国会法の改正、情報監視審査会の設置等に関するものでありますけれども、我が党も、昨年の臨時国会におきまして、特定秘密保護法の審議におきまして、四党協議に参加をさせていただきました。やはり特定秘密というものをしっかりと守っていくということが国益に資するという大きな方向性で与党と一致いたしました。非常に当時、建設的な協議をさせていただいたことに感謝を申し上げます。

きょうは、まさにこの国会法の改正によって情報監視審査会を設置するというものでございます。先ほど後藤委員の質疑の中にもありましたように、これは、附則九条及び十条、特に十条ですけれど

も、やはり、車の両輪としまして、行政府内に設置いたします情報保全監察室、これを局に格上げしていく、あるいは、我が党としては、これを独立行政委員会のような形にしていきたいという法案も準備しております。

それと車の両輪として、国会内におきましても、今回のこの情報監視審査会というものを設置していかねばならないというふうに認識しております。まして、あらかじめ、大口提案者初め、もろもろ相談をさせていただきました。大筋、非常にいい案に仕上がっていると評価したいと考えております。

まず最初に、森大臣に通告していないんですけれどもちよっとお尋ねしたいのが、やはり、先ほど申しましたように、車の両輪として行政府内に設置します情報保全監察室、あるいはこれを局に格上げしていく、法律上、その附則九条におきましては、「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置」という明文がございます。

先般、内閣委員会でも質疑させていただきましたけれども、これが、今ほど与党側からの答弁にもありましたように、やや検討がおくれているんじゃないかという印象を抱いておりますが、ぜひこれはしっかりとやっていただきたいと思っております。

これからの、どういうふうに取り組まれるか、決意をちよっとと表明していただければと思います。

○森国務大臣 私は、特定秘密が国の国家機密を守って、国の安全、国民の安全を守っていくとい

う側面と、それから、国民の知る権利に配慮していく、濫用を防いでいくという側面、そのバランスをしっかりとっていくということが何よりも大事だと思っております。

そういう意味で、第三者機関というものももちろんしたものをつくっていくという思いがあります。

現在、諮問会議の有識者の皆様の中で検討をいただいておりますが、運用基準も同時につくっております。その中で、有識者委員の皆様からの御質問事項が多岐にわたり、そこに丁寧に対応しているものですから、進行がおくれているというふうに御指摘もいただいておりますけれども、急ぎながら、そして内容もしっかりしたものをつくってまいりたい、施行までにそれはつくっていきたいというふうに思っております。

○桜内委員 ありがとうございます。

やはり、国会での監視組織ももちろん大事なんですけれども、その手前で、やはり行政権の内部でしっかりと適正な法の運用というのをやっていただく必要があると思っております。その意味でも、情報保全監察室、あるいはこれを局に格上げしていく、さらに独立性の高いものにしていくというのは大変重要なことだと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本題の特定秘密保護法十条に基づいて今回与党から御提案いただいた情報監視審査会について、与党側にまずお尋ねいたします。

まず、総論的に、この情報監視審査会、これまでの国会法百四条に基づく国政調査権と、それか

らやはり、行政が持っている情報を国会に出させるという性格ですので、三権分立の観点からなかなか微妙な問題も多々あったと思います。

総論的にお尋ねしたいんですが、今回の情報監視審査会の趣旨といえますか、行政権と国会とのバランスをどのようにとられるよう苦心されたか、その点について、まず趣旨についてお尋ねを申し上げます。

○大口議員 桜内委員にお答えします。

もう委員とは、昨年から、本当に修正協議も熱心に行っていたにつきまして、その結果いいものがあった、こういうふうに思っております。

また、四党協議ということで、日本維新の会、みんなの党、そして自民党、公明党の間で、昨年十二月五日に四党合意ができました。その合意をやはり誠実に履行してまいりたい、そういう思いで、今回、この国会法の改正というものをつくらせていただいたわけでございます。

その中で、我が国は、大統領制ではなくて議院内閣制でございます。ですから、内閣総理大臣は国会で選任するというところで、その総理が内閣を組閣する、そして内閣は国会に対して連帯して責任を負う、こういうことでございますので、これは国会が生み出した内閣ですから、行政の行使についてある程度、裁量というものを、裁量権を持つてやっていたいでいるわけでありませう。

しかし、国会は国権の最高機関であります。そして今、民主主義の要請はさらに高まっておりますので、国権の最高機関である国会がしっかりと行政を監視していく、これが大事でございますし、

特定秘密の指定、解除等の運用状況についてもしっかりと監視していくべきだ、これは維新の会の皆さんの思いでもあるわけですね。

そういうことで、今回、百四条の仕組みを見えますと、やはり、政府の情報については、それを出さなければいかの最終判断権は政府にある。最後は内閣の声明という形で、内閣が国会に対して責任を負う形で、声明で、出さない場合が、出さないという形になっております。そういう点で、百四条一項、二項、三項の構造を見ますと、国会の国政調査権と、それから行政の情報の管理権限とのぎりぎりのところの状況というのが百四条にあらわれているわけでございます。

今回、情報監視審査会につきましても、この百四条の仕組みは維持をさせていただきます。しかし、情報監視審査会は最高度の保護措置を国会がつくり出すから、特定秘密保護法の十条一項のイを適用していただいて、これは、政府はしっかりと尊重して、基本的には原則出していただくべきである、こういうふうと考えております。

○桜内委員 大変丁寧な御答弁、ありがとうございます。私も、その趣旨に賛同したいと考えております。

少し内容の細かい点についてお尋ねをしていきたいと思っております。

今回の与党の案では、情報監視審査会の委員の人数、八人とされております。実は、我が党としては、九人とか、そういう奇数の方が、委員会の審査会ですけれども、運営にとっていいんじゃないかという議論をしておたわけですけれども、

あえて偶数の八人という数字にされた理由について、御教示いただけませんか。

○大口議員 桜内委員、日本維新の会は、九名で、

奇数ということで御提案を賜っていることについては重々理解しているわけでございますけれども、これは、アメリカ、イギリス、ドイツに行かせていただきました。そして、やはり、一桁から十名前後、こういう数でございます。ですから、余り多過ぎると漏れる、かといって、少な過ぎると本当に任務をちゃんと遂行できるのか、こういうことがあって、一桁から十名前後の中でこれは検討する、こういうことでございます。

それで、この奇数か偶数かということにつきましては、調べましたら、衆議院の常任委員会は十七あるわけですが、十三が偶数で奇数が四ということでございます。特別委員会は五対五ということでございます。

それで、やはりこれは、奇数にしますと、情報監視審査会の会長は投票権を行使しません。ですから、奇数の場合は可否同数になるケースが結構出てきます。今、議席状況によっていろいろありますけれども、可否同数ということが出てきますと、どうしても会長がそのたびに決裁権を行使する。私は、情報監視審査会というのは、広く、これは、参考人もおっしゃっていましたけれども、与党も野党もない、立法府として行政をチェックしていくのだ、こういうことですので、広いコンセンサスが必要だ。そういう点では、会長が余り決裁権を行使するという奇数についてはどうなのか、こういうこともあって八名とさせていた

きました。

さらに、常任委員会や特別委員会で特定秘密を要求する、こういう場合に、政府が拒んだ場合は、この審査会に審査を要請します。その場合は、その要請した委員会の委員長と、それから与野党の理事も入ります。そうしますと、野党の委員長も結構いらつしやるわけですから、野党と与党は、その出席する委員会では、二対一で野党の方が多くなります。さらに、議長、副議長も出席して意見も述べることができません。マックス十三名の方が特定秘密を見るわけでございますので、国際水準からいきまして、そう少ないとは言えない、こういうふうに思います。

○**桜内委員** 随分丁寧に御検討をいただいた経緯が明らかになったと思います。ありがとうございます。ありがとうございました。

続きまして、我が党も、この国会における監視組織について案をつくっております。今回、与党からお出しになった中でも、特に、今ほども少し言及ありました監視機能と、それから審査機能、二つ兼ね備えていただいたのは高く評価したいと思います。思っております。

この情報監視審査会における保護措置と、その他の通常の委員会の保護措置、若干の差を設けられて、若干というかしつかりした差を設けられていると思うんですけれども、条文が、国会法の中にあるものと、それから衆議院の審査会の規程に落とされているものと、なかなかこれはつくるのは難しかったと思うんです。随分工夫もされると思いますが、保護措置 A と保護措置 B、通称

こういうふうに言われるものの内容とその違い、こういうふうに設けたという趣旨について御説明をいただけますでしょうか。

○**大口議員** 桜内委員にお答えします。

この保護措置 A、保護措置 B というものは、日本維新の会も本当に全く同じことを考えておられたのでびつくりしたんですけれども、これは本当に考え抜いた結果でございます。まず、一般の委員会の保護措置につきましては、これは特定秘密保護法の十条も要求されていますが、会議を非公開にすること、これは国会法五十二条の二項でございます。それは委員会ですね。それで、本会議は六十二条。

それから、特定秘密に接する者の範囲を制限する、これは今回の百四条の三に規定させていただきました。そして、物理的に漏えいを防ぐ措置を講じさせていただいたわけでございます。これは、一般の委員会の保護措置で、いわゆる保護措置 B ということでございます。

それに対して保護措置 A の方は、さらにそのほかに、情報監視審査会のメンバーが、特別な選任方法、これは規程案の三条に書いていますが、議院の過半数の選任が必要だと。

それともう一つ、特定秘密保護法上は要求されていませんが、新たに国会法の百二条の十八というのを設けまして、適性評価、これをつけさせていただきます。

そういうことで、この保護措置 A と保護措置 B の違いは、一つは、メンバーの選任の仕方が、議院の過半数が必要かどうかということと、職員の

適性評価が必要か否か、この二点でございます。

○**桜内委員** ありがとうございます。

くしくもといいますか、我々が検討していたものと非常に共通点の多い案をつくっていただいたと思います。

もう一つ、中身について御質問をいたします。

まず、与党にお伺いしたいんですけれども、先ほど、国会法百四条との関係について、趣旨のところで大口径提案者から御答弁いただきましたが、ちよつと詳しく見ていきますと、特定秘密保護法十条と国会法百四条との適用関係、これは実は、なかなかこれまで、与党の案が出てくるまでは、具体的にどういう手続になるのかというのがちよつと判然としないところが正直あったと思います。先般の内閣委員会におきまして森大臣にも随分その辺お尋ねしたりもしておったんですけれども、今回、特定秘密保護法十条の適用と、それから国会法百四条に移行するその橋渡しのな条文が置かれました。立法的に解決されたということだと思っております。

百二条の十七、また細かい話になるんですけども、その三項におきまして、特定秘密保護法十条一項云々と非常に長い文言があるわけですが、結局、特定秘密保護法十条がまず適用になりながらも、各行政機関の長が仮に国会に対して特定秘密を提供しない場合は理由の疎明を行う、そして、情報監視審査会がそれに納得できないというときには内閣の声明を求めるというたつけを今回とられたと思います。

立法上の解決の仕方ですので、これはこれで筋

が通っていると評価いたしますけれども、これまで、特定秘密保護法のまだちよつと未成熟な部分と言つたら失礼なんですけれども、適用関係がちよつと不明であった点、こうやって立法的に解決されたというのは高く評価したいと思うところはありますけれども、我が党といたしましては、特に、理由の疎明の理由をもうちよつと限定すべきじゃないかという考えを持っておりました。

今のところ、今回の与党の改正案によりますれば、百二条の十五の四項になるわけですから、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明」という意味で、我々は、やや広いんじゃないのか、行政の恣意性が入ってしまう、判断が入ってしまう余地がちよつと大きいんじゃないかという懸念を抱いております。

我が党の案、そして民主党から提出いただいた今回の修正案は、このところをちよつと限定しております。理由の疎明の中の理由を、例えばサードパーティールール、もともと第三者には渡さないと決められていた場合、あるいは、情報源の生命なり安全を守るためにこれはやはり出せません、人の名前とかなので出せませんといった、いわゆるヒューミント、この二つの場合に限つてのみ理由として、内閣があるいは行政機関が国会に特定秘密を出さないという場合をより限定していくべきではないかという考えを我々持っております。

その点については、提案者大口委員、どうい

ふうにお考えでしょうか。

○大口議員 桜内委員にお答えいたします。

先生の御指摘は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の疎明とか声明ということになると抽象的ではないか、こういう御指摘なわけでございます。

それで、この疎明につきましては、百二条の十五の三項が疎明なんですね。また、四項が内閣の声明になっているわけです。

これについては、今、森大臣から答弁ありましたように、国民にわかりやすくこの疎明についてはしっかりと説明をする、こういう答弁がございました。ですから、しっかりと説明をしていただくとともに、拒む理由をもっと制限するために、このように、これはサードパーティールールの一部の形態だと思ふんですね、民主党の案は、サードパーティールールの一部の形態をここに書かれておられるわけですが、あるいは、人的情報源ということについては、けさの参考人の意見にもありましたけれども、それだけでない部分もあるということ、それを逐次個別的に書くことがなかなか立法技術上難しい、こういうことであります。

しかし、私どもは、情報監視審査会は最高度の保護措置を講じますから、それこそ、原則としてはそういう一部の例外を除いては出していただく、こういうことをしっかりと求めていきたいというふうに思います。

○桜内委員 ありがとうございます。

やはり、どのような法制度もそうだと思うんで

すけれども、こうやって国会で形をつくつて、そこから魂を入れていくというのは運用による部分が大変大きいと思いますので、特に与党は、まさに政権与党でいらつしやいますので、ぜひその運用を、特定秘密を国会に提出しないということになるたけ起こらないように、国権の最高機関としての権限と責任を果たしていけるように、運用をお願いしたいというふうに思います。

ここで、民主党さんにもお尋ねをいたします。民主党とも我々は協議を重ねてまいりまして、このところを同じ問題意識をお持ちいただきまして、今回修正案を共同提出させていただきました。この点について、ぜひ民主党の提出者から、その趣旨、及び、こうした方がいいんだという点について、御説明をお願いいたします。

○後藤（祐）議員 まず、特定秘密保護法十条と百四条の関係について言いますと、一緒に出させていただいております我々の野党提案の百四条の二の第一項では「他の法令の規定にかかわらず、」としておりますので、特定秘密保護法十条は適用されないという形で、百四条の二が優先適用されるという関係になっております。

それと、政府が特定秘密を国会に提供しない理由というのをできるだけ限定すべきではないかという御意見につきましては、これも、維新の会も含めて、野党の中で議論をしてみました。

もともと、昨年、臨時国会に民主党単独で提出した国会法百四条の改正では、提供する必要がない理由というのは具体的に明示しておりませんでした。ですが、維新の会の改正案の中で、限定的

な意味でのサードパーティールールと人的情報源、これについては提出しない理由として具体的に明示されておりましたので、協議の中で、この二つを明示する案にさせていただいたわけでございます。

ただ、制度全体として見ますと、この二つの理由以外の理由を全く認めないというわけではなく、百四条の二の第一項で、たまたまこれに該当する場合はそもそも出す必要がないというのはこの二つだけなのでございますけれども、百四条の二の第三項というところで、議長が副議長等の意見を聞いた上で理由として受諾するということは、この二つ以外にも制度上可能というふうにしております。

しかしながら、この二つ以外の理由というのを議長が受諾する場合というのは、これら二つの理由と同等の正当性、これがあるかどうかを判断することになって、政府側も厳格な説明責任が発生するものだと考えておりました、いずれにせよ、極めて限定的な場合ではないかというふうに思っております。

なお、いわゆるサードパーティールールについては、限定的に解釈しなければならないというのは桜内委員と同じ考えを持っておりまして、この百四条の二の第一項において、「事前に同意を得ることなく第三者に提供しないことを条件に提供された情報であつて現にその提供に同意が得られていないもの」というのは、情報提供時点で条件とされていた場合に限定しているというふうに理解しております。

逆に、情報提供時点以降に、第三者に提供しないことを求められた場合というのは、百四条の二の第三項の方に基づいて、議長が、副議長等の意見を聞いて、その理由が受諾できるかどうか個別ケースごとに厳格に判断していく、こういうことになるというふうに思っております。

なお、午前中の参考人質疑で、永野参考人から、理由が限定され過ぎていゝ等の御指摘がございましたけれども、今申し上げたように、三項という規定もございまして、御懸念は当たらないものだと考えております。

○桜内委員 ありがとうございます。

後藤提出者の御趣旨に我々も賛同した上で、共同提出をさせていただいたところでございます。

この点について、森大臣にも少しお伺いしたいと思ひます。

先週の内閣委員会でも、このサードパーティールール、サードパーティールールと一言で言っても、第三者に提供しないという合意がいつ得られるのか。要は、事前に、そもそも情報を政府に対して提出するときにサードパーティールールというふうな条件がつけられるのか、あるいは、その後、国会に提出を求められたよというときになつて、これは本当に国会へ出していいですかというふうに尋ねて、やはり嫌だと言われて、これもサードパーティールールですというの、さすがに広過ぎると思うんです。

政府が情報を取得した時点において、全てサードパーティールールなのか否かというのをきつちりと詰めておくというのは難しいのわかります

けれども、ただ、野方図にこれを広げ過ぎると、政府機関には情報を提出したけれども、これが国会に提出を求められて、そのときもう一遍聞いてどうですかといったら、やはり国会には嫌だという人は結構多いと思うんですね。

そういう意味で、実際の運用がまた問われてくる場面と思うんですけども、しかし、やはり、もともとの特定秘密保護法十條の趣旨、そして、大口提出者が先ほど述べられた、この国会法改正の趣旨からすると、なるべく国権の最高機関たる国会で、その特定秘密というものが適正なものなのか否かというのをきつちり見る必要があると思ひます。

その点について、サードパーティールールの広い、狭いについて、森大臣の御意見をお伺いいたします。

○森国務大臣 サードパーティールールの限定解釈でございますけれども、サードパーティールールも含めて、提供する場合でございますけれども、国会から求められた場合は、私も今まで答弁をしておりますとおり、政府としては、これを尊重して適切に対応するべきであると考えておりますので、提供できない場合というのは限定的に解釈していくべきだというふうに思ひます。

サードパーティールールにおきましては、情報提供時に、つまり入手時に、個別具体的にそれが明示されているかどうかということはなかなか難しいかなというふうに思ひます。特定秘密の性質上、また、そういったものを入手する状況、環境等を考えますと、明示的にそれがされているかど

うか、その個別の情報について明示されているかどうかというのはなかなか難しいのではないかと
いうふうに思います。

提供元の国の承諾なく国会を含む第三者に提供
するようなことがあれば、その外国との間の信頼
関係が損なわれて、以後の我が国に対する機密性
の高い情報の提供というものが行われなくなる、
そういうおそれもございます。ですから、そうい
ったことを勘案しながら判断をしていくべきだと思
います。

ちなみに、衆議院の議員の皆様が欧米に調査に
行ったときの報告書によれば、アメリカにおいて
は、「サードパーティールール」として「外国政
府から提供を受けた秘密情報については、ほとん
どの場合、事前に外国政府の了承を取ってから委
員会に提供される」となっておりますが、この
「事前に」というのは、委員会の事前というふ
うに読めますけれども、「事前に外国政府の了承
を取ってから委員会に提供されるが、委員会は、
外国政府の保有する情報を公開すべきか判断する
立場にないため、自ら公開を要請することはない
ようである。」とされ、イギリスにおいては、議
会に対し不開示決定できる情報として、「連合王
国外の国又は地域の政府又はその機関により提供
された情報であつて、当該政府がその開示に同意
していないもの」というふうに規定をされており
まして、ドイツにおきましても、議会に対する報
告義務、応答義務の例外として、「サードパーテ
ィールールがかかっている情報、」というものが
挙げられております。

ですので、私、冒頭も申しましたとおり、国会
からの要求については、政府としては、これを尊
重して、適切に対応していくということが実現さ
れるというふうに考えております。

○桜内委員 ありがとうございます。

これで質問を終わりますけれども、やはり我々、
こうやって立法院にありまして、法制度をつくつ
ていくわけですけれども、今ほどお話しになった
ように、運用面でしっかりした倫理観を持って、
まさに法制度に魂を入れていくということが不可
欠だと思えます。私も役人をやっておりますけ
れども、つい、役人というのは、法の、立法者の
意思を超えて、やや濫用的な法の適用、執行を行
つてしまう場合が多々あると思えますが、しかし
しっかりと倫理観を持って、これからも適正な
行政法の執行を行っていきたいという希望を申し
上げて、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○逢沢委員長 次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一です。

四問ほど、与党提出者に続けて質問いたします
ので、森大臣、休憩をとられるのであればどうぞ。
最初に、ちよつと質問の順序を入れかえて質問
させていただきます。午前中の質疑を踏まえ、あ
るいは修正案、衆議院規則と規程の修正案等の変
更もあるかと思えますので、順序を入れかえて、
通告していた順序とは違う順序で質問いたします
ので、済みません、混乱のないようによろしくお
願います。

最初に、冒頭、内部告発者の公益通報制度です

ね、行政機関内部の内部告発を受け付ける窓口を
国会につくるべきではないか、みんなの党として
首尾一貫して主張していた点です。

午前中の質疑の中でも、参考人の方の一人が、
やはり国会にそういう公益通報制度の窓口的なも
のをつくるべきだということをおっしゃっており
ました。

そういった点も踏まえて、本当であれば、附則
か何かで書いていただきたいと思っているんです
が、何分、会期末で審議時間が、難しいというこ
とであれば、何とかこの場で、与党提出者の皆さ
んに前向きな御答弁、前向きな回答をいただけな
いか、もう一度、くだいようですが質問させてい
たきます。

○大口議員 山内委員にお答え申し上げます。

委員御指摘の点につきましては、我が党も内部
通報制度というものを、ドイツというものを参考
にして、国会に受け皿ということも検討してまい
りました。

午前中の参考人の議論もございまして、まずは
行政内部でしっかりと、内閣官房とは系列の違
内閣府の情報保全監察室、ここに現場の特定秘密
を取り扱う職員が通報する制度、こういうものを
しっかりと、実効性のあるものをつくっていくべき
だということを政府に対して強く求めてまいりた
い、こういうふうに思っております。

そして、その上で、さらに、国会のチェックに
つきましては、これはこの法律の附則の「（検討
）」第四項に、常にこれは調査能力を充実強化す
るための手当てをしていくと書いてありますので、

しっかりと、鋭意、検討については、さらなる検討ということも考えていきたいと思っております。

〔委員長退席、松野（博）委員長代理着席〕

○山内委員 監視ということについていうと、やはり、日本の例ではありませんが、諸外国の情報機関の暴走を監視するための仕組みというのは、多重である必要があると思います。

いろいろな人がチェックをする。オーバースイトというのは、よく言われているのは、まず、メディアもちゃんと監視する、それから行政の内部でも監視をする、そして立法府、国会も監視をする。こういうさまざまな層でそれぞれ監視することによって、情報を扱う行政機関が緊張感を持って仕事をするし、そして不正なことをやりにくい環境をつくっていく。

そういう意味で、行政の第三者機能的などころがあるから、それで十分だということにはなりませんし、そういう公益通報の窓口も、行政だけではなくて国会にも置いていく。そういう複数の、安全装置ではないですけども、何というか、多重防護じゃありませんけれども、複数の機関がきちんとチェックをしている、監視をしている、このことが重要だと思えますので、ぜひとも、今後なるべく早いうちに、国会における監視の仕組みづくりの一環として、公益通報の窓口、これをつくることを与党の皆さんにもお願いをしていきたいと思えます。

次に、先ほど桜内委員からも質問がありました情報監視審査会の委員の数、なぜ八人なのかとい

う点です。

午前中の質疑の中でも、ちよつとお名前を失念いたしました。参考人の方が、やはり八人では少ないんじゃないかという御意見がありました。

確かに、多過ぎるのは問題だと思います。余り多いと情報漏えいのリスクが高まります。ただ、八人では少し少ない、そういう有識者の方の御意見もありました。

それも踏まえて、なぜ八人でなくてはいけないのか。あるいは、先ほどの桜内委員の質問でいうと、なぜ九人にはできないのか。そういったことも含めて、改めてお聞きしたいと思います。

○大口議員 山内委員にお答え申し上げます。

この点につきましては、委員からも御指摘がございまして、私どもも真剣にこの人数については考えさせていただきました。

諸外国を見ますと、大体一桁から十人前後。それは、やはり多過ぎると漏れやすい、少な過ぎると十分その常時監視という任務を果たすことができない。そういうことで、八名がいいのではないかなということでございます。

今回、この八名に加えて、議長、副議長、これが出席し、発言することができる。議決権はございませぬけれども、特定秘密を見て、そして発言する予定になっております。

また、これは、常任委員会、特別委員会等から政府が提供を拒んだということについての適否について、この審査会で審査をする。この場合には、常任委員会や特別委員会の委員長、それから与野党の理事という方々が出席し、意見を述べること

になります。特定秘密を当然見ます。そうしますと、マックス十三名の人が出席し、特定秘密の中身を見るという形になりますので、国際標準としても少ないということではない、こういうように思っています。

あと、偶数にしたことにつきましては、奇数であります。可否同数の場合がかなり多くなつてきます。その場合は、情報監視審査会の会長が、伝家の宝刀を抜いて、決裁権を行使する。

ただ、情報監視審査会というのは、これは議員の過半数によって選ばれた人たちであります。本当にお互いに尊重し合いながら、与党、野党ということではなくて、立法府として、しっかりと行政監視、特定秘密の運用状況をチェックしていく、そういうメンバーでございますので、そういう点では、広いコンセンサスを得るためにも、この審査会の場合は偶数がよろしいのではないかな、こういうふうに考えた次第でございます。

○山内委員 やはり説明を聞いても、十分腑に落ちるといふことでもないんですが、アメリカ議会のように、ある程度、野党の方の、実際の議席数よりも委員の数を野党はやや多目にとるとか、そういう工夫をやっている国もありますので、今回は無理にしても、次回、三年後と先ほど中谷先生はおっしゃいましたが、次に見直すことがあれば、もう少し野党の意見を反映させないと、本当の意味で国会の監視にはならないと思えます。

私は、別に与党の議員だから監視しないとは思っておりません。それは、与党、野党関係なく、立法府の議員として、そういうきちんとした人を

人選すれば監視はできると思っておりますが、ただ、余りにも野党、今の議席数だけを考えると委員を選んでいるとやはりバランスがとれないと思えますので、次の改定の際には、そういった委員の選び方も、単に会派の人数、議会の構成そのままということではなくてもいいんじゃないかと思えますので、次の議論のときには、そういった点も配慮していただきたいと思います。

次に、ちょっと細かい質問になりますが、きのうの自民党の平沢委員からの質問を受けて質問させていただきます。

情報監視審査会に提出されて、保管されている特定秘密というのは、審査会の委員のほかに、審査会の事務局の職員も見ることができるといふことだと思えますが、同様に、例えば外務委員会とか安全保障委員会といったほかの委員会や調査会あるいは議院に対して、衆議院に対して提出され、保管されている特定秘密についても、職員が閲覧できるように認めるべきではないか。さもないと、実務が回らないと思うんですね。

職員がそういう情報に接することが全くできないとすると、委員が、職員が自分でキャビネットへ行つてファイルをさわるわけにもいかないと思えますので、実務的に回るように、ここはちょっと変える必要があるのではないかと思います、質問させていただきます。

○大口議員 山内委員にお答えします。昨日も平沢議員から同様の御指摘がございました。山内議員からも改めて御指摘を頂戴いたしました。

ですから、その方向で、今、検討してまいりたい、このように思っております。

○山内委員 確認の意味で、ありがとうございます。

次に、政治倫理審査会の規程の改正について質問させていただきます。

きのうの質疑でも、これも議論のあった点ですが、政治倫理審査会の辞任勧告、その対象として情報監視審査会の会長を加えるべきじゃないか、そういう議論があったと思えます。これについて、もう一度確認のために質問させていただきます。

○大口議員 御指摘の点、ごもっともでございます。その方向で検討したいと思えます。

○山内委員 承知しましたということで、次に、与党案の提出者に質問します。それから、それを踏まえて、後ほど政府に対しても質問させていただきます。

政府に対する勧告について質問します。

情報監視審査会は、政府に対して、特定秘密に係る行政運用について改善すべき旨の勧告をすることができるとなっております。そういう勧告を情報監視審査会が出した場合、政府がどのような反応をとることを期待しているんでしょうか。

例えば、私、たまたまイギリスの議会の情報保安委員会の、委員会から政府に対する勧告のレポートを読んだことがあるんですけども、イギリスの議会が政府に勧告を出すと、翌月にはすぐ回答を文書でよこす、そういう例もあるようです。

与党提出者の皆さんにお聞きしたいのは、そういう勧告を出した後、その後、どういうレスポ

ス、どういう回答を期待してイメージされているのか、それについてお聞きしたいと思います。

○中谷（元）議員 これにおきましては、国会法の百二条の十六の二項によりまして、勧告の結果、政府がとった措置について報告を求めるといふことができると思っております。

この措置によっても、政府は勧告を軽視することなく、その自主的な改善を促すことを期待いたしておりますが、残念ながら、やはり三権分立の観点から、国会であっても行政の持つ行政権を侵してはならないということでありまして、あくまでも自主的な改善を求める勧告にとどまるということでございます。

○山内委員 今の与党提出者からのお答えがありました。それを踏まえて、政府のお考えを聞きたいと思えます。

イギリスもやはり議院内閣制の国ですから、別に議会の言ったことを一〇〇％政府が守っているわけではなくて、その政府から議会に出された回答を見ると、この部分はできます、この部分はできません、この部分はもう対応済みですみたいな感じで、一応整理して、それぞれにきちんと、次の月、文書で回答しているんですね。私はそういう関係が必要なんじゃないかと思っております。別に強制力を持たすことは考えていませんが、さすがにイギリス議会も、与党の重鎮議員が並ぶ委員会からの勧告には、全く無視することはしていませんでした。

そういった意味では、政府はどういうふうな国会に対して、勧告に対して回答していくのか、対

応じていくのか、大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

〔松野（博）委員長代理退席、委員長着席〕

○森国務大臣 政府といたしましては、国権の最高機関たる国会に設置された情報監視審査会において厳正な審議が行われた結果、特定秘密保護法の運用改善の勧告が行われれば、これを真摯に受けとめ、速やかに対応するとともに、その状況について、国会に対し、必要な説明を行ってまいりたいと思ひます。

○山内委員 今、速やかに対応とおっしゃっていただきました。ぜひその言葉を守っていただきたいと思ひます。年次報告でまとめて回答とか、そういうことではやはり問題だと思ひますので、きちんと国会に対して説明をしていただきたいと思ひますし、そういう緊張感のある関係をつくるためにも、今の大臣のお言葉を重く受けとめたいと思ひますので、大臣がもしかわつても、後の、次の大臣にもしっかりとやっていただきたいと思ひます。

次に、情報監視審査会の委員の人選についてお聞きしたいと思ひます。これは法案提出者、特に自民党の法案提出者の方に質問したいと思ひます。先ほど人数の話がありました。同時に、人選、どういう人を選ぶのかというのには非常に重要だと思ひます。そのときに、恐らく、どう考えても自民党の委員が一番多くなるわけですから、自民党の提出者に聞きたいと思ひます。

国会議員は、通常、どの国の議会でも適性評価

の対象にはなりません。それは、国民から選挙で選ばれている議員というのは適性評価の対象にすべきではないというのが、どの国でも常識のように皆さんおっしゃっていました。

そういう意味では、国会議員が適性評価を受けなくていいというのは、逆に言うと、各政党が責任を持って人を選ばなきゃいけないということだと思ひます。そういう意味でも、この人選は非常に重要だと思ひます。

何度も、きのうも維新の会の石関委員の発言にもありましたが、イギリス議会の情報監視の委員会、情報保安委員会ですね、非常に重鎮の、元外務大臣とか元国防大臣とか、保守党の物がずらりと並んでいて、それから、石関議員の言葉をかきりと、脂つきの抜けたというか、余りざらざらしていない、ポストを狙つてとか、そういう年齢をもう超えたような、非常に見識もあつて専門性もあつて、それでいて、権力闘争みないなところからちよつと距離を置いたような、そういう高貴なイメージの方々がなつていられるのかなという気がいたしました。

そういう人が、例えば自民党、どういう人がいるかなと思つと、私の口からは何とも、他党のことです。私から言えませんが、そういう人がふさわしいとお考えでしょうか。どういう専門性、あるいはこれまでどういうポストを経験した方がいいか、そういう点でお答えいただければと思ひます。

この委員というのは、ほかの委員会みたいに、地元に行つていられるから差しかえをお願いします。そういう委員にはなり得ないと思ひます。一度な

つたら、それこそ三年ぐらいつつと一人の方がやつていただくということが必要だと思ひます。たしか、これは特に院の議決で委員を決めるという非常に重たい決め方をしていると思ひますから、一度決めると、最初に決めたメンバーというのは非常に重要だと思ひます。特に、最初にできたときの初期のメンバーというのは前例をつくる人に当たりますから、とりわけ慎重に、立派な方を選んでいただかなくてはいけないということがあろうと思ひます。

そういう観点から、自民党の法案提出者にお聞きしたいと思います。

○中谷（元）議員 これは個人的見解でございますが、まづもつて、特定秘密を取り扱うことの重大さを認識している人物、これを絶対に漏らさないという強い、またかたい決意を持った方、そして、与えられた職務に忠実で、やはり公正無比な資質が必要だと思つております。

考えますと、やはり党内だけではなくて、他党からも、信頼の置かれていられる方とか、また非常に高潔、高邁な評を得られるような政治家でございまして、どのような方がふさわしいかというところ、私の近くにいる方も含めまして、たくさんおりますので、その中から、衆目の一致するところでのずと決まってくるのではないかなというふうに思ひます。

○山内委員 お近くとおっしゃいますと、やはり、外務大臣、官房長官を経験され、インテリジェンスの専門家としては恐らく永田町一ではないかと思ひます。町村先生のような方が適任だとは思ひ

ますが、個人名を出すのは問題かもしれませんが、そういう方というのは、本当を言うと、八人探すのがむしろ難しいのかもしれない。確かに、八人は少ないという意見もありましたが、それだけの経験のある現職議員の方ということになると、かなり絞られると思います。

残念ながら、みんなの党は委員を出す資格がありませんが、委員を出す資格のある各党、ぜひ、きちんとした専門性と、それから、正直言つて、これは報われない委員だと思えます。秘密を外で漏らしたら大変厳しい罰則を受ける。要するに、義務ばかりきつい割には余り目立つ仕事にはなり得ないと思います、べらべらしゃべって目立つてもらうては困るわけですから。

そういう意味では、厳しい、専門性も高いものが要求される、それでいて地味で目立たない、そういう仕事をやっていただく委員を選んで、かつ、その方が、その初期の最初のメンバーがつくった前例がそれからずっと前例になると思えますから、慎重に、いい方を選んでいただきたいと思えます。それから、次に行きたいと思えます。

午前中の質疑でも、参考人の方から、機密保全のコストが物すごくかかる、それがアメリカでも問題になっているというお話がありました。

これは、政府にお聞きしたいと思えます。私も、アメリカのインテリジェンスコミュニティが情報保全のためだけにかけられるお金が膨大な金額になるというようなことを何かの資料で読んだ覚えもありますし、きょうの午前中の参考人の話でもありました。

これから、特定秘密保護法、例えば国会の中だつて、物理的な保護措置をとるとすると、いろいろな工事が発生するかもしれません。あるいは、インターネット関係でもいろいろな保護措置が新たに発生するかもしれません。そういった意味では、全省庁それぞれ新たな追加的なコストがかかるかもしれませんし、それから、各省庁ばらばらにやっていくと、もしかしたら非効率かもしれませんし、省庁間の情報交換のときに不都合もあるかもしれません。そういった意味では、全省庁横断的に、ある程度標準化された手順とか効率的なやり方、そういったことも考えていく必要があるうかと思えます。

それについて政府としてどのように取り組んでいращやるのか、特に、コストが余りにも大きくならないように、行政が肥大化しないように、そういった観点から、どういう工夫をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○北村政府参考人 お答えいたします。

特定秘密の保護に必要以上にコストがかからないように注意すべきであるという趣旨かと存じますけれども、その点、委員御指摘のとおりというふうに考えてございます。

なお、特定秘密の物的保護措置のあり方につきましては、現在も、特別管理秘密制度、あるいは防衛秘密制度というもので講じられている保護措置というものがござります。

こういう保護措置を参考としながら、関係省庁間で円滑な情報共有の促進を図るためにも、同じ水準の特定秘密の物的保護措置というものが講じ

られますように、現在の特別管理秘密の管理に關しますモデル規定でありますとか、防衛秘密の保護に關する訓令といったようなものも踏まえながら、各行政機関における特定秘密の物的保護措置のひな形、これを作成するようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、コストの点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、現在も、特別管理秘密制度、あるいは防衛秘密制度というものがござりますので、こういうものに現在用いられております施設あるいは体制というものを活用することによりまして、必要最小限の追加的なコストで特定秘密を的確に保護できるように検討してまいりたいと考えてございます。

○山内委員 ちよつと時間がなくなってきましたので、途中の質問を幾つか飛ばして最後の質問に移りたいと思えます。

特定秘密の指定等の実施状況の報告のあり方についてお聞きしたいと思います。与党案の提出者にお聞きします。

情報監視審査会は、特定秘密保護法十九条に基づいて、毎年政府から特定秘密の指定等の実施状況の報告を受けることになっておりますが、この際、同法三条二項に基づいて作成する指定に関する記録を取りまとめたものを添付してもらうというと思えますが、いかがでしょうか。

特定秘密というのは膨大な量になりますので、あらゆる情報を国会の情報監視審査会がチェックするというのはなかなか難しいので、きちんとインデックス化して整理する必要があると思えます。

それについてお尋ねします。

○大口議員 山内委員にお答えいたします。

大変よいアイデアである、こういうふうに通っておりま。これは、私ども、政府にも必ず実現するよう強く求めていきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○山内委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○逢沢委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 結いの党、信州長野の井出庸生です。本日はよろしくお願ひをいたします。

特定秘密保護法の関係の質疑に立つのは大変久しぶりなんです。昨年十一月の衆議院本会議で、私は当時の秘密保護法に中身不十分ということで反対をいたしました。それに先立ちまして、それまで委員会の審議に参加してきたものもみずからおりたわけですが、きょう、そちら提出者の席にいらつしやる先生方に御迷惑をおかけしたという思いは、ずっと今もございまして、法律の成立の後もそのさらなる改善に向けて御努力をいただいてきた先生方に、この場をおかりして感謝と敬意を表したいと思ひます。

さて、きょうは、与党提出法案で新設をされま。す情報監視審査会について伺つていきたいと思ひます。

この情報監視審査会の必要性は多くの人が認める。ところだと思ひますが、やはり一番は、果たして機能するのか、そこが一番の問題だと思ひます。まず森大臣に伺いたいのですが、情報監視審査会が政府から毎年の報告を受ける、これは特定秘

密保護法十九条に基づくものなんです。政府がどのようなことを報告することを想定しているのか、まず簡潔にお答え願ひます。

○森國務大臣 十九条で、政府は、毎年、情報保全諮問会議の委員の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとすると規定しております。

現在、報告事項の項目について、情報保全諮問会議の有識者委員の意見も伺いながら、運用基準に規定すべく検討しているところであります。

その項目については、例えば過去一年に新たに指定をした特定秘密の件数、過去一年に特定秘密の指定を解除した件数、過去一年に適性評価を実施した件数などを検討しております。これら事項をわかりやすい形で報告してまいりたいと思ひます。

○井出委員 今、件数という具体的な項目を一つ御提示いただきました。

重ねて伺いたいのですが、特定秘密を政府側から、秘密の中身としてはこういうものがあると、特定秘密の内容そのものを政府の方から情報監視審査会に例示するのですか、そういうことはあり得るのかないのか、伺ひます。私は、ちよつと今までの議論を聞いていれば、ないと考えておりますが、そこを確認、答弁を願ひいたします。

○森國務大臣 報告をする際の手法でございませ。けれども、この際に、三条二項に基づく指定に関する記録を取りまとめたものを添付してもらつた。うな。ど考えております。

また、特定秘密に当たるものは膨大な量になりますので、インデックス的なものもつけて整理をするなどの方法を考えております。

○井出委員 政府の側から秘密の内容が、たとえ例示的とはいえ出されるようなことは、私は、今の答弁を踏まえても、ないだろうと思つております。この特定秘密は、やはりその中身については、国会ですとか国民の知るころにはない、それがそもそも大前提だと思ひます。

まず、この特定秘密の条件、要件について、これまで三要件というものを何度も御答弁されてきたかと思ひますが、その三要件について改めて簡潔に教えてください。

○森國務大臣 三要件は、法律の別表に限定列挙された四分野二十三の事項に該当すること、それから、公になつていない、非公知性、そしてその漏れいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であること。の三つでございます。

○井出委員 別表を基準に秘密を指定していく、それは政府、行政の長がやることでありますし、また、その三要件の三つ目ですね、我が国の安全保障に著しい支障を、漏れいした場合にそういうおそれがあるので、特に秘匿する必要があります。こ。こも政府、行政の判断だろうと思ひます。

その三要件の二番目に、公になつていない、非公知性について今お話があつたのですが、非公知性、公になつていない。公になつたときに、特定秘密の要件を満たさなくなつたときに、特定秘密として指定し得ないのですか、いろいろこれまで

もお話を伺ってきましたが、その非公知性が失われた特定秘密というものは必ず開示をされるのかどうかを大臣に伺います。

○森國務大臣 特定秘密保護法第四条第七項に記載してありますとおり、行政機関の長は、特定秘密として指定をした情報が非公知性を含む指定の三要件を欠くに至ったときには、速やかにその指定を解除することとなっております。

○井出委員 公になったときは速やかに指定を解除する、その速やかというところが非常にポイントだと思えますが、私は、特定秘密というものは、国会や国民からその中身をうかがい知るすべがなかなかない、そういった中で、公になったものが速やかに公表され、また検証されていくのかというところは、非常に国会にとっても重要なところだと思っております、もう少し具体的に実例を挙げて伺いたいのですが、これまで過去の歴史でありました外交密約ですね。

ことしの一月三十一日、また二月二十八日の予算委員会で、民主党の岡田克也議員が安倍総理初め各閣僚と議論をされているんですが、言うまでもなく、岡田克也議員は、かつて外務大臣のときに、それまでの密約の調査に当たられた。私はこれを、本会議でも、民主党の政権交代の成果であったとお話をさせていただいたんですが、この外交密約の過去の事例、核の持ち込みの密約について伺います。

この核の持ち込みの密約については、一月三十一日の予算委員会で、安倍総理大臣が「これは核にかかわる話でありますから、その書類について

は、当然、これは特定秘密になる可能性というのもあるんだろうと思えます」とお話をされております。

ですから、これは特定秘密を論じていく上でも非常に重要なケースなのかなと思っております。ですが、きょうは外務省からも来ていただいているので外務省にお尋ねをしますが、同じような密約が存在して、将来それが公になったとき、これまで過去の事例を見れば、マスコミの報道ですとかアメリカの公文書、また核の持ち込みでいえばライシヤワー発言といったものもありましたが、こういったものがあつたときに、政府みずから密約について公表する、存在を認めるということが速やかに、先ほどお話ありましたね、速やかにできるのかどうかを外務省に伺います。

○三ツ矢副大臣 お答え申し上げます。

今委員御指摘のいわゆる密約問題につきまして、外務省におきまして徹底した調査を行いまし、その結果及び関連文書は平成二十二年三月に公表したとおりでございます。

核の持ち込みの事前協議の問題でございましたけれども、これは、日米間に何らかの約束があったというよりは、むしろ認識の不一致があつたというふうに認識をしておるところでございます。

そう申し上げた上で、私どもも、実は四千を超えようなファイルあるいは文書を対象に徹底した調査を行いまして、その結果を公表させていただいたということでございます、十分徹底した調査を行ったということをご理解いただきたいと思います。

仮定の問いにお答えすることはなかなか難しい場合がございますが、政府としましては、今後とも情報公開法及び公文書管理法等の関連法令等に基づきまして行政文書の公開を適切に行っていきたい、このように考えているところでございます。

○井出委員 少しわかりにくいお話だったかと思うのですが、その密約の関係は、安倍総理大臣が十二月の四日だったと思えますが、参議院で、特定秘密保護法ができればこういう問題は起こらないんだ、そういう話をされて、そこを岡田元外務大臣に、果たして本当にそうなのかという指摘を受けたところで、非常に大事なのですが、過去の密約は、報道やアメリカ側の文書、重要人物の発言等で、やはりその受けとめは、こういうことがあつたのか、世の中のにはそういうものを受けとめた。しかし、その存在について政府側がなかなか認めてこなかった、その存在について隠すといえますか、触れないといえますか、そういう答弁が続いてきたことも事実です。

そういったことがこれからなくなってほしいと思いますし、安倍総理もそのような答弁をされているかと思うんですが、特定秘密の情報が公になつたときに、果たして公になつた情報が特定秘密かどうかを調べたり確認をする、そのステップを踏むことは当然想定されると思うのです。

去年の十一月十一日、国家安全保障に関する特別委員会で、政府側の答弁、これは民主党の渡辺委員が当時質問されたのに答えているんですが、やはり、特定秘密と同一情報であるかどうかの判断は、行政機関の長が判断をするものだと思います。

すという答弁があります。この御答弁は森大臣がされているんですが、森大臣はこの御答弁を覚えておりますでしょうか。その答弁の趣旨は今もおぼろげでないかどうか、確認願います。

○森国務大臣 同一性を有するかどうかの判断ですけれども、特定秘密の指定をした行政機関の長が行うことになるものです。

○井出委員 その同一性を有するかどうかというものは、公となった情報を密約として政府が認めるか認めないか、わかりやすく言えばそういうことなんですが、それを行政の長がやはり判断をしなければいけない。

そうなってくれば、冒頭に答弁をいただきました速やかにというものが、一体どこまでこれまで以上の改善があるのかという疑問は一つありますし、また、私は、行政の長が同一性を認めずに、過去の歴史のように、密約について触れない答弁を何十年にわたって繰り返すということもあり得る。

そこところは、安倍総理がおっしゃっているように特定秘密保護法ができて、改善されるとは言い切れないということをおぼろげに思っているんですが、その認識で正しいかどうか、大臣に伺います。

○森国務大臣 安倍総理の御答弁の御趣旨は、今までは法律によってしっかりと枠組みがつけられていなかった、そして、指定権者も、大臣などの行政機関の長ではない場合もあったということで、行政機関の長が責任を持って特定秘密の所在、存在、内容等も必ずしも知り得る立場にはなかった

場合もあったということから、このたび、しっかりと法律で規定をしていく、行政機関の長が指定をしていくという仕組みができたということについて述べたものであると承知しております。

○井出委員 確かに、安倍総理大臣はそういう話をされておりますし、一月三十一日の予算委員会でも、「総理大臣である私というのは、国民によって選ばれた国会議員から選ばれ」「政府を率いる立場として、「国民によって選ばれた国会議員の代表としても見るわけでありませう」と、御自身もその責任を果たしていくというような旨のお話をされているんです。

しかしながら、私は、安倍総理がおっしゃったように、この法律ができて、政府側の情報公開に対する姿勢、今まで、まあ、外交秘密ですから、そのとき秘密にしておくというのは、いろいろな事情があり得ると思うんですね。しかし、それが公知の事実となつて、公となつて、特定秘密だという蓋然性が高ければ、それは速やかに公表して認めていく、当時のことを検証するというように、これまで過去の密約でとってきた対応とその態度を変えて、臨むスタンス、政府側が臨むスタンスを変えていただかない限り、同じことはまた起こり得ると思うんです。

運用に当たって、各行政の長ですね、公知の事実となつたときに、公知の蓋然性が高いと判断したときに、そこを積極的に公開や検証をしていただきたいと思います。大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○森国務大臣 今までの仕組みと違いますのは、

特定秘密、最初にきちんと有効期間を決めますし、それを延長するときにはまた行政機関の長が判断をしていくということになりますので、その段階で、また、行政機関の長が同一人物でなくなった場合にも、しっかりと知り得る立場になつていくということがあると思います。

その上で、それぞれの行政機関の長が、法律にしっかりと規定をされた非公知性を含む三要件が失われた場合には速やかに解除するということをしっかりと徹底していただきたいと思います。

○井出委員 行政の長が判断をしていく、また、指定の期間があり、解除の期間があつて、その判断のタイミングはあるという御答弁、判断のタイミングは幾らでも、今まで以上にしっかりとしたものになるというお話かと思うんですが、ただ、しかし、秘密の指定や解除というものに関しては、国会や国民のあざかり知らぬところでやるということが繰り返されるおそれがあると私は考えざるを得ません。

そこで、今回の国会の情報監視審査会のことと、その役割というものは、私は非常に大きくなっていくと思っております。報道や、また、過去の密約に照らして言えば、アメリカの公文書、またアメリカの要人の発言といったもので、公になったものが特定秘密と同一である、その同一の蓋然性は極めて高い、そうならば、当然、この情報監視審査会が持っている権限を使って特定秘密の提出

を求める、そういったケースはかなりの割合で私
は出てくると思うのですが、ここで、政府側の、
その情報を明かすことはできないといった話で片
づけられてしまうようでは、これは何のために情
報監視審査会をつくるのか、そういうことにもな
って来ると思います。

公知の事実が出てきて、それを政府が認めるか
否かというときに、そうしたケースでこの情報監
視審査会がどのようなスタンスで政府に対応を求
めていくのか、お考えを伺います。

○大口議員 井出委員にお答え申し上げます。

井出委員とは協議も一緒にさせていただいたこ
とで、本当にこの特定秘密に詳しい方でござい
ます。

非公知性につきましては、公になっていないも
の定義が、不特定多数に知られていないことと
いうことなわけでございます。例えば、アメリ
カ公文書館でこういう事実があるということが公
表された、それがマスコミを通じて日本でも報道
されている、そういうような状況の中で、不特定
多数に知られていないのかどうかということをし
っかり情報監視審査会が吟味をする、そして、指
定の要件が遵守されているか、解除すべきかどう
かということについてしっかりと審査をする、もし
て、そういう点では、運用の改善について勧告を
行う、その勧告がちゃんと履行されているかどう
か、どうその勧告について対応したのかという報
告も速やかに出していただけると今森大臣の答弁
にもありました。

そういう形でしっかりと常時監視ということをや

っていくというのがこの情報監視審査会の任務で
あります。

○井出委員 この情報監視審査会に、冒頭の質問
で、政府側からふだん積極的に特定秘密の内容が
例えば例示として示されることはない。私は、
であるからこそ、なかなか、ふだん、毎年の報告
ですとか、そういった何も端緒がない中で、特定
秘密の本身について、本当に有効な役割を果たせ
るのかというところは、少し難しいのかなという
思いもあるんですが、私がきょう伺っている、例
えば密約ですとか、端緒があるときに国会が役割
を果たせなかったら、何のために本当にこれをつ
くったのか。

そこは恐らく、そのときの世論の状況もありま
すし、運用の問題にもかかってくると思うんです
が、私は、これからもしそういう密約のようなケ
ースがあつて、公になった情報を政府が認めるか
否か、そういう局面になったときに、必ずその役
目を果たしていただきたいと、重ねて伺いますが、
答弁をお願いいたします。

○大口議員 今のは森大臣からも御答弁がありま
した。山内委員の質問に対する回答でもあつたわ
けでございます。

要するに、特定秘密保護法の三条の二項で、特
定秘密を指定する場合はちゃんと記録を残します
それを指定書といいます。そして、各省庁がこの
指定書を集めた管理簿というものを持つているわ
けであります。そして、特定秘密保護法の十九条
で、毎年報告をするときには、特定秘密の指定の
指定書をまとめたものを添付する、こういうこと

を答弁されたわけですね。そういう点では、これ
は端緒としてかなり有力なものになるんじゃない
かな、こういうふうに思っておるところでござい
ます。

いずれにしても、さまざまな報道もあれば、
あるいは行政機関の長に対しても説明を聞くわけ
でありますし、あるいは、内閣府に情報保全監察
室、こういう部署もできるわけですから、その
室長等にも来ていただいてその状況を聞く。さま
ざまなツールを駆使して、そしてしっかりと常時監
視をするべきである、そういう任務が与えられて
いるんだ、こういうふうに考えております。

○井出委員 今御答弁があつた御決意は重く受け
とめさせていただきたいと思えます。

私は、一番現実的にこれからこの特定秘密保護
法、また国会の監視が問われてくるのは恐らくこ
のケースではないかと思えますし、私は、十一月、
本会議の質疑で登壇をさせていただいたときも、
この特定秘密保護法というのは、日本が民主主義
国家になり得るか、国会が問われている問題だと
いうことをお話しさせていただいて、もちろんそ
の上で提出者の先生方がさまざま議論を重ねてき
てくださっていると思っております。

ぜひ、今後とも先生方の英知を結集していただ
いて、よりよいものとなることを期待して、私の
質問を終わります。

きょうはありがとうございました。

○逢沢委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木（憲）委員 日本共産党の佐々木憲昭で
ございます。

この情報監視審査会は、政府の特定秘密の運用を監視し、運用改善を勧告するとしておりますけれども、特定秘密を提出させる強制力はない。

そこで、森大臣に確認をします。

安全保障に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合は特定秘密の提出を拒否することができるとかどうか、それは最終的には政府の意思次第ということになることは、昨日の質疑でも明らかになりました。そういうことでよろしいかどうか、大臣に確認をしておきたいと思います。

○森国務大臣 国権の最高機関たる国会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府としてはこれを尊重して適切に対応してまいります。

なお、特定秘密に当たるような国の重大な利益に関する秘密の提供は、現行制度のもとでは、国会法第百四条第三項の国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものとして内閣声明の対象となり得るものであります。与党案により設置される情報監視審査会に対しても、改正案の規定に基づく内閣声明を出す場合というものがあり得るといふふうにされておりますけれども、新たな保護措置が講じられることにより、現在は内閣声明の対象となるような秘密であっても、今後は情報監視審査会には提供できるようになってくるものと考えております。

○佐々木（憲）委員 つまり、国会に新しい機構あるいは体制ができると、それに対応して特定秘密に当たる資料を国会に出すかどうかの判断が変わる、こういうことですね。

○森国務大臣 はい、そうでございます。

○佐々木（憲）委員 次に、情報監視審査会は、政府の年次報告を審査するとしておりますけれども、この年次報告は特定秘密の中身を報告することではないわけでありまして、

では、政府の年次報告は何をどのような形で行うのか。その基準、その形式、これを示していただきたいと思えます。大臣。

○森国務大臣 特定秘密保護法第十九条の年次報告でございますけれども、その項目の内容につきましては、現在、情報保全諮問会議の有識者委員の意見も伺いながら、運用基準に規定すべく検討しているところであります。

その項目については、例えば、過去一年に新たな指定をした特定秘密の件数、特定秘密の指定を解除した件数、適性評価を実施した件数などを検討して取りまとめて報告をする必要があると考えております。

その具体的な形式については、情報監視審査会が設置されれば、その御意見を伺いつつ検討してまいりたいと思えます。

○佐々木（憲）委員 今の御答弁ですと、個別具体的な運用ではなくて、数字ですね、簡単に言う。新たに指定を受けた件数、解除した件数、適性評価の件数、こういう話になります。

そうしますと、この審査会というのは、その運用が適切かどうか、これを判断するには極めて具体性に乏しいわけでありまして。どういふふうに見えるを見て、何を監視するのか、何をチェックする

のか、そこを伺いたい、提案者に。

○大口議員 佐々木委員にお答え申し上げます。年次報告には情報保全諮問会議の意見が付されるわけでありまして。そういう点では、非常に見識の高い、きょうも参考人で、清水先生もその一人であるわけでございますけれども、政府に対して批判的な方も意見を付されるということでございます。

そしてまた、行政機関の長や職員、また、独立公文書管理監、また、情報保全監察室の室長や職員、参考人等の説明も聴取します。スタッフによる調査、それから、各委員会から審査要請もある。そういうものも端緒になってくると思えます。

また、森大臣も答弁されましたように、特定秘密保護法の三条の二項で、指定に関する記録を行政機関の長はつくることになっております。各省庁別に管理部門をつくるんです。それを、省庁横断的なものも定時報告に添付をさせていただけるということでございますので、そういうものをしっかりと見て監視をしていく。

マスコミの報道や、海外からの、例えば、ある国の国立公文書館で発見されたものがマスコミに出るとか、そういうようなことも含めて、アンテナを高くしてやっていくということでございます。

○佐々木（憲）委員 政府報告が極めて抽象的なものでありますので、これはなかなかチェックをするといつても難しいと思っております。情報監視審査会が対象にするのは特定秘密ですね。しかし、何が特定秘密かは、これは、秘密が何かも秘密なんですから、わからぬわけでありま

す。

昨日も聞きましたが、提案者は、例えば委員会が提出を求めた資料が、政府が疎明や政府声明の中で必ず、特定非密に当たるとは出せませんと言わせる、こういう答弁をされました。

森大臣に確認したいんですが、例えば、今いろいろな委員会があります、その委員会から開示要求があったときに、特定秘密に当たるとは出せません、特定秘密に当たるとは出せませんと必ず明示するというふうに断言できますか。

○森国務大臣 委員会からなされた報告または記録の提出の求めに応じないときには、国会法百四条二項により、「その理由を疎明しなければならぬ。」とされており。

法律上、委員会からの求めに応じないその理由として、特定秘密である旨を明らかにすることとはされておりませんが、特定秘密保護法第十条第一項において、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。」には「特定秘密を提供するものとする。」旨規定されていることを前提といたしますと、このたびの与党案による国会法改正がなされた場合には、その趣旨を踏まえて、委員会に対して理由を疎明していくこととなります。

具体的な疎明の内容については個別の事案に応じて検討する必要がありますが、基本的には、特定秘密が含まれるため委員会の求めに応じられない場合には、その旨を理由の疎明の中で触れることになるものと考えております。

○佐々木（憲）委員 それは法案には書いてない

ということですね。これは運用ということですか。

○大口議員 佐々木委員の御指摘もありました。当然、疎明では、特定秘密であるということも含めた疎明という形になる、これは特定秘密保護法の十条の規定の趣旨も踏まえての今の森大臣の答弁だと思います。

○佐々木（憲）委員 これは、運用ですから、必ずそうなるかどうかというのとはわからないし、また、政府がどういう疎明をするか、どういふ政府声明を出すか、政府自身がそれをやるわけですから、それをまたチェックする機関が別にあるわけじゃありませんね。これは、法律上も書いてないことでありますので、非常に曖昧だと思いますね。次に、国会の活動というのは、本来、国民の見るところで行うというのが当然のことでありまして。そうじゃないと意味がない、何のために活動しているのか。この秘密会が常設されると、その状況が変わってくるわけですよ。

例えば、国会の外務委員会が資料提出を求めた。それは当然、求めたということは国民が見えますよね。ところが、審査会の中で政府から、提出はできません、その理由はこうです、こう説明があった。それで審査した結果、これは秘密扱いにしてもよろしい、こういう結論が出たときですね。その場合は、議事録も公開しません、どういふ経過で、なぜ秘密のままできるとされたか、誰一人国民は知ることができない、そういうことになるんじゃないでしょうか。

○大口議員 審査会は、そこで議論された内容が特定秘密にかかわるものであるだけに、議事録も

公開しないことを原則としています。

委員御指摘は、情報監視審査会で活動が秘密にされ、国民に明らかにならないのではないかとこの問題意識に基づくものだと思います。

この点については、情報監視審査会の勧告は、特定秘密が記載されている部分を除き公表されません。これは、だから、勧告は公表されるわけでありまして。そして、情報監視審査会は、毎年一回または必要と認めるときは、アドホックにその調査や審査の経過または結果を記した報告書を作成し、議長に提出の上、公表するといったことで、その活動については国民に公表することができると考えています。規程案の二十二条からも、そういうことが言えると思います。

○佐々木（憲）委員 しかし、今、極めてばくつとした答弁ですよ。

勧告は公表する、それはわかりますけれども、その前の段階で、審査会で審査をした結果、秘密で結構です、こういう結論が出たときは、これは何もわからないんです。勧告が出るというのは、政府に対して、いや、それは公開しなさいとか、こういうことになります。その段階で国民は見ることはできませんけれども、あとは、その前の段階ではわからぬわけです、議事録もないし、委員はしゃべっちゃいけないし。そういうものになると、国会の委員会も、出さないと結論しかわからぬわけですよ、これは出ませんと。それだけのことになってしまつて、一体、何を審査したのか、なぜだめなのか、全然わからないんじゃないでしょうか。

議事録も、今回の規程では、公開しないということは書いてあるけれども、では、開示はするのかという規定は何もないんですよ。永久にこれは秘密で、永久に秘密の部屋に保管する、未来永劫誰も見ることができない、法律上そうなっているんですよ。そういうことなんですか。

○大口議員 まず、アメリカ、イギリス、ドイツにおきましても、議会も機密情報が漏れないような形でいろいろ工夫をしています。ドイツの場合は、いつ、どこで、どういう、その委員会が開かれたかどうかも秘密にしている。我が国はとりませんけれども、そういう例もございます。

今委員御指摘の議事録、我々、秘密会にした場合の議事録は、昔も秘密会にしたものがあります。が、いまだに実は開示されておりません。

行政文書は、公文書管理法ですとか、あるいは行政機関の情報の公開法があるわけですが、立法文書については、実は管理法もなければ情報公開法もないわけですね。これは本当に、議会におけるの一人として、こころの立法文書については今後やはり検討していかなきゃいけない課題だ、こういうふうに思っております。

○佐々木（憲）委員 これは極めて、何というか、悪い言葉で言えば、闇から闇という感じになってしまうわけです。

審査会、秘密会の委員は絶対漏らしちゃならない、こうなっていますね。物が言えない議員ができるわけですよ。開示をなぜ拒否したか、その理由も説明はしてはならないと。議会が口封じされるような感じじゃないですか。

この審査会の委員にはどうもなりたくないという人が多いのは、大体、委員になった議員は、普通は、私はこの委員会に所属してこんな立派な活動をしています、支援者、後援会の皆さん、どうでしょう、有権者の皆さん支援してください。これが普通、議員ですよ。ところが、この場合は、胸を張ってこういうことをやっているんですよ。ということは一切言えないわけですね。

そういう議員は、一体何をしているんだろう、何かやっているんだらうけれども、何をしているのかさっぱりわからないと、議事録も出てこないし。そういうことで、もうこうなると議会ではないかなと私は思いますね。

議会の自殺行為になると思いますけれども、いかがですか。

○大口議員 委員にお答えします。

まず、森大臣も答弁をされましたように、これまでだと百四条の三項で内閣声明を出して、出さない場合も、こういう情報監視審査会ができたことによって提出させることができる。そして、国会、国権の最高機関である情報監視審査会が見るわけでありますから、これはドイツでもおっしゃっていましたが、特定秘密に指定されたものについて見ることができるといのは、抑止効果、教育効果が非常に強いんだという効果がある、こういうふうにも思うわけがあります。

そして、やはり特定秘密を出させるためには、その内容について、これは漏らしてはいけない。漏らさないということによって、行政も、その努力に対して応えるために一生懸命出させることが

できる、こういうことでございます。

確かに、そういう点では、情報監視審査会のメンバーであるということは皆さんには公表できませんけれども、本当に、我が国の国民の生命と安全の存立のため、目に見えないところで一生懸命頑張っているんだ、こういうことだと思えます。

そういうことも気にしない、ある意味では権力欲とか、あるいは名誉欲とかそういうことじゃなくて、本当に国家国民のため、そういう方が本来このメンバーになるべきだと思います。

○佐々木（憲）委員 審査会に入ったら見ることができただけであって、それは話すこともできないし、何をやっているかさっぱりわからぬことになるわけですよ。

秘密会の委員は携帯を持ち込めない。メモはできるんですか。そのメモを持ち出してはいけないんですか。あるいは、出てから記憶に基づいてメモをつくる、こういうことは可能なんではないか。

○大口議員 ちょっと先ほどの答弁につけ加えますけれども、毎年報告書も発表するわけでございますので、何をやっているかわからないということとは、ないと思います。

それから、メモも、これは禁じられると思えます。これはしっかりとこれから検討をすべきだと思いますが、ロックフェラー上院議員、上院の情報特別委員会の委員長であります、ある秘密について、次から次へと映し出されたそうです。それを必死になって見たことを、経験として私たちに話してくれました。

我々は、審査会のメンバーはもつとじっくり時間をかけてこの特定秘密をしっかりと読み、熟読玩味するというような形にはしていかなきゃいけないと思いますけれども、本当に漏れないようにしていかなきゃいけないということで、具体的な方策については、これから検討することになると思います。

○佐々木（憲）委員 メモも禁じられる、こういう話になりますと、何も持たないで、すつと審査会に入るわけですよ、すつと入るわけですね。それで、政府が、こういうことでございますと説明がある、ああ、そうですか、そういう話なのではないか。

こんなことで果たしてまともなチェックができるのか。私は、これは非常に奇妙な審査会になっていくのではないか。議会ですよ、これは。議会です。

本来ならメモもとって、この秘密指定について、真つ当なのかどうか、自分なりにそれなりに調査したり、あるいは文献を読んだり、それで、これはやはり開示をすべきだ、あるいは秘密なら秘密、そういう結論を出すのが普通ですけれども、何も持ち込めないし、何もない中で、記憶だけで、その記憶もメモしなきゃいけないという話になると、さっぱりこれは、議員として、審査会の委員としても、少なくとも活動は極めて制約されるということになるわけでありませぬ。

では、この法案の附則五について聞きたいんですけども、特定秘密以外の公表しないとされている情報、こう書かれていますけれども、これは

一体どういうものなんでしょう。そうした情報の提供を受けるための手続、方策というふうに書いていますけれども、これはどういうことでしょうか。これは、別途、秘密保全体制をつくるということを検討するということになるんでしょうか。その辺、お聞かせいただきたい。

○中谷（元）議員 佐々木委員も、情報公開、国民に知らせるという点においては非常に熱心だと思えますけれども、こういった措置は、政府の情報や国会に出していただくための手段でありまして、今回初めてこういう審査会をつくるということでございます。最初の段階でありますので、特定秘密に至らない情報については、今回適用となっておりません。今回は特定秘密に限っての情報でございます。

しかし、先ほども答弁したとおり、非常にアンバランスな状況が出ておりますので、附則五項を設けてまして、こうした特定秘密に至らない秘密情報についても、秘密であることを維持しつつ、国会に提出をさせるということがその条件でありますので、やはりその手続と方策を検討して必要な措置を講じる旨を定めるということでございます。そのような措置がされない場合は、政府は国会に情報提供はできないというふうに思っておりますので、やはり国会側としては、そういう情報を得るためにも、こういったルールが必要ではないかなと思っております。

○佐々木（憲）委員 今の答弁は、そういうふうな解釈もできますけれども、逆の解釈もできるわけで、そこは我々は厳しく見ていきたいと思うん

です。

次に、職員の適性評価の問題ですけれども、国会職員ですね、これは。国会職員の適性評価、これは誰が行うんでしょうか。

両院議長がやる、しかし両院議長が直接自分でやるわけじゃありませんから、どこから職員を持つてこなきゃいけないですね。議運委員長がやるわけでもありませんし。ですから、その職員は、適性評価をやるだけの能力のある職員というのは、一体どこにいるんですか。今はいまねえ。これは一体どうするつもりなんですか。

○大口議員 委員、先ほどのメモの件ですけれども、許可を受けて閲覧もできますから、

それと、こちらの、今のことにつきましては、これは、改正案の、国会法百二条の十八によって、議長が実施することとなっております。実際に、議長の委任を受けた事務総長または法制局長が、情報監視審査会の事務を行うこととなる者に対して実施することとなるのか、こういうふうに思います。

そしてまた、特定秘密保護法の十二条の二項には適性評価の項目が書いてありますので、この行政職員に準じた形になると思います。そして、国会職員についても、これらに準じて、知人その他の関係者への質問や、公務所等への照会も求めて、適性評価を行うことを考えております。

いずれにしても、今後、両院議院の議長が協議して定める、事項を定めることしております。

○佐々木（憲）委員 先ほどのメモに関連した件ですけれども、許可を受けなければ、委員でさえ

見れないわけですよ。そういう制約のある中で、メモも、見たからといって、メモをつくるわけじゃないから、できないというんですからね。

一体どういうことになるかといえば、口封じされるだけなんですよ、見たことを言うな、議論したことも漏らすなど。そんなことを議会に持ち込んで、その議員は、しばらく、三年間そこで仕事をしろ、こんなことで、一体国民に開かれた国会と言えるのか。国民から見たら、何をやっているかわからない、秘密がどんどんふえるだけじゃないか、こういうことになるわけです。

我々としては、今議論してきましたけれども、こんなものをつくる必要がないというふうに思いますので、そのことを申し上げておきたいと思えます。

以上で終わります。

○逢沢委員長 次に、小宮山泰子君。

○小宮山委員 全体としては、大変短い審議でこれだけ大きな問題を取り扱うことにはやはり違和感を感じておりますし、本来であれば、きょうも随分出ておりますが、じっくり審議するべき内容かと思えます。

さて、四つの法案が出ております。両者に質問させていただきたいと思えますけれども、まずは、対象とする秘密の範囲の違いと意図について、お伺いしたいと思います。

与党案においては、国会に提出を求めるものは特定秘密のみとなっておりますが、民主党、維新、結いの党から提出されました国会法の一部を改正

する法律案では、現行国会法の第百四条に第百四条の二を加える法案では、どういう情報の提出を求めるかについては特に絞ってはおりません。国会の国政調査権を尊重し、より明確に、政府に対して情報や資料の提出を求められることを示すものであり、国会による行政のチェック機能の面から望ましい内容と考えております。

対象とする情報の範囲とその意図について、両提出者より御説明をお願いいたします。

○後藤（祐）議員 国会が、政府の保有する秘密情報を提供していただく必要があると考える場合、その情報が特定秘密に指定されているか、いないか、わからない場合も多くあると考えます。現在の百四条では、国会における秘密保護措置について規定されていないために、秘密保護措置がないことを理由に提出を拒否される場合もあり得る形となっております。

そこで、我々の野党の案では、百四条の二第一項で、特定秘密に限らず、全ての政府情報を対象に、国会での秘密保護措置を講ずるとともに、提供しない場合の理由を極めて限定することで、原則、提供していただく制度としているところでございます。

情報監視審査会を設置する与党案は、基本的に特定秘密を念頭に置いているようでございますけれども、運用上、できるだけ広く対象とするよう、我々としても期待したいと思えます。

○大口議員 今回の国会法の改正等につきまして、これは特定秘密保護法の十条一項一号イで、また附則十条というものを実現化するために法改

正をさせていただきますので、対象は特定秘密になります。

ただ、私たちも特定秘密以外の秘密情報についても問題意識を持っておりまして、今、政府で、まず特定秘密以外の秘密情報について、その取り扱いの適正さを確保して、そして国会に対する提供手続をどうしていくかということについて、これは我々も問題意識を持っているわけですので、附則五項で、この法律の施行後速やかに、特定秘密以外の秘密情報についても、国会への提供に関する手続だとか国会における保護措置等も、これは当然所要の措置を講じていきたい、こう考えております。

○小宮山委員 きょう最後の質問は、どのような懲罰の規定があるかというようなことを最後に聞いて終わりました。

さて、憲法五十一条と罰則についての関係を伺いたいと思えます。

憲法五十一条では、「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」とされ、本会議や委員会での発言内容について刑罰に問われないことが示されており、国会議員は、選挙を通じて基本的に適性を問われているものでもあります。

与野党いずれの案の場合でも、秘密情報の国会への提出の妥当性について、確認に携わる議員、あるいは全く別件で、何らかのきっかけで特定秘密に相当する情報を知ってしまった議員が、これは、その議員自身が特定秘密を知っているか否かは別といたしまして、本会議や委員会で、故意で

あるかいかんにかかわらず、秘密に関して発言してしまった場合に、憲法五十一条の規定のとおり、刑罰に問われることになるのか。あるいは秘密保護法により刑罰に処されることとなるのでしょうか。

昨日、十一日の審議で、海外視察された野党提出者の山田宏先生の御発言では、諸外国の事例で国会議員に対して刑罰を設けている例は見られなかったとありました。議員に対する懲罰の内容について、与党提出者の中谷先生の御発言では、院からの除名も含まれるとの見解もございました。

秘密保護法による国会議員への刑罰、懲罰動議による懲罰には除名も含まれるという見解、これらは、国民から選ばれ、政府をチェックする役割を担う国会議員を信用していないという根本的な考え方があって、漏らしてしまう不心得者がいるだろうから罰則などを用意しておかなければという、ある種、性悪説に立った法体系になっているのではないのでしょうか。

そのこと自身、国会議員とは限らず、特定秘密に、好むと好まざるとにかかわらず、何らかの件でまた近づいた一般の方に対しても、基本的人権の尊重から考えれば少々踏み外した、少々でもないですかね、踏み外したとしても、とにかく罰則を準備するのだ、信用しないのだというような形になっている法律とも見受けられます。

憲法五十一条との関係、国会議員への懲罰動議の提出要件についての見解、そもそも国会議員への懲罰ありきとしての方、これらについて、与党提出者及び秘密保護法の御担当の森大臣から

見解を伺うとともに、それら見解を聞いた上で、また野党提出者、これは主に民主党でございませけれども、御見解をお聞かせいただければと思います。

○中谷（元）議員 海外の事例ですが、アメリカもイギリスもドイツも、免責特権はありますが、罰則はいずれの国もあります。

我が国も憲法で免責特権がございしますが、もう一つ、憲法五十八条に懲罰規定がありまして、両院は「院内の秩序をみだした議員を懲罰することができ。」と規定をされておりますが、その行為が議院の秩序を乱したかどうかというものでございまして、院で、これは漏らしてはならないという前提で委員会を運営しておりますので、それに当たるかどうかということでありまして、個々の事案についてどう認定するかにつきましては懲罰委員会において判断をされるものと承知をしております。懲罰を受けるかどうかについては一概にお答えはできませんが、これは議院の、議会における自主自律のルールではないかと思っております。

○森国務大臣 国会議員については、憲法上、五十一条の規定がございませけれども、国会議員が議院における活動として職務上行った行為については処罰されることはございませけれども、国会議員が議院における活動として職務上行った行為としてではなく特定秘密を漏えいした場合に、その漏えいが特定秘密保護法により処罰対象となり得ることは、ほかのものと異なることはございませぬ。

特定秘密が漏えいした場合の我が国の安全保障に与える影響は、漏えいしたものによって異なるものではございませぬ。このため、特定秘密保護法では、国会に提供された場合を含め、同法第十条の規定により提供された特定秘密を漏らした者は処罰の対象となる旨規定しております。

○後藤（祐）議員 先ほど中谷委員より、議会における自主自律のルールという言葉がありましたけれども、この罰則及び懲罰については、やはり立法府が自律的に決めていくかどうかということが非常に重要だと思っております。

特定秘密保護法は閣法です。閣法で国会議員に対する罰則を定めているという例は、これまで、公職選挙法ですとか、幾つか国会議員に対する罰則を定めた法律は私の知り得る限りは全部議員立法であって、閣法で国会議員の罰則を定めている例はこの特定秘密保護法だけではないかと思われまます。

これは大変問題だと思っております。議員の身分、そして立法府と行政府の基本的な関係にかかわるものでございませぬので、やはり閣法による国会議員の罰則というものは三権分立の観点からも望ましくないというふうに考えております。行政府は本来自制すべきことではないかと思っております。一方で、今回も議院運営委員会で、国会議員による特定秘密の漏えいを懲罰事犯として扱った議院規則改正案というものも今審議されているというふうな理解しておりますけれども、これは立法府がみずからの判断で国会議員の懲罰を自律的に決定するというものだと考えておりますが、この

懲罰が実施されるのであれば、閣法で制定されている特定秘密保護法の罰則の適用対象から国会議員を除外したかどうかというふうに考えます。どうしても懲罰のほかに罰則が別途必要だということであれば、議員立法として別途提案していただいて、再度議論してはどうかというふうに考えます。

○小宮山委員 後藤提出者、大変わかりやすく説明をありがとうございます。

森大臣も、この手の質問は昨年から多々ありますけれども、なかなかわかりづらい御説明が続いているというのもよく言われることで、きょうもそうだったなど、大変はざままで悩まれているのが、法律家としての悩みがあらわれるのではないかと思っています。

また、中谷提出者の方からありましたけれども、議院の秩序を乱す。これはきのうも話させていたいただきましたけれども、その秩序を乱すということを決めるのか。これはけさの参考人の中にもありましたけれども、主観的判断というものがどうしても秩序という基準をつくるときには起きているのではないか。過去の除名の案件等を見ましても、痴漢行為であったり、買収であったりとか、そういった金銭の問題、傷害の問題等あった。そのほかはやはり発言の問題です。今思い返して後々読んでみれば、そこまででもないのかな。

侮辱したとかそういったいろいろな内容で処罰、除名がこの国会で行われた。その反省があつて、戦後さまざまな国会としての議員の発言というのを守ってきた。そういった歴史を積み重ねた議院

の活動、そういう先人たちの知恵などは大切にすべきだというふうに思っております。

さて、衆議院規則の情報監視審査会規程の懲罰事犯と秘密保護法について伺わせていただきたいと思ひます。

与党提案の衆議院規則改正案、情報監視審査会規程案では、特定秘密を漏らすなどした者に対して、懲罰事犯として扱うことが記されており、これらの場合について、院の懲罰委員会などでの取り扱いとともに、同時に、秘密保護法による刑罰についても国会議員に対して処されることとなるのか。重なりますけれども、やはり処罰しなければならぬものなんでしょうか。改めて、今までのさまざまな意見を聞いてきた、どなたかわかりませんが、提出者に伺わせていただきたいと思ひます。

○中谷（元）議員 やはり、懲罰と刑罰、これはそれぞれの意味がございまして、懲罰というのは、院内の秩序を乱した議員に対して、議院の自律権に基づいて科せられる制裁でございまして。一方、刑罰というのは、罪を犯した者に対する、法律に基づく制裁ということでありまして、その趣旨、目的が異なっております。いずれの要件も満たす場合には、双方が科せられることもあり得るということでございます。

そもそも、これはやはり国家の重要な機密でございまして、その取り扱いを定めた特定秘密保護法、こういう中の刑罰と、もう一つは、会議録中に秘密を要するものと議院とか委員会において議決された部分や特定秘密を他に漏らした者に

ついてというようなことで、双方の趣旨に基づいて今回規定するものでございます。

○小宮山委員 もう少し、議員同士、国民に選ばれた者同士ということで、信頼していただいてもいいのではないかといい思ひもございまして。

さて、国民の知る権利を保障するために、今後整えられるべき法整備について伺いたいと思ひます。

野党提案の国会法百四条改正は、政府の持つ情報は本来主権者たる国民のものであり、国民の知る権利を保障する上で、国民の代表たる国会に対して政府から情報を提出させるための仕組みを整えようとするものであり、そのスタート地点とも言える改正ではないかと思っております。

生活の党は、必要な秘密保護の仕組みは整えるべきものではあるが、その前提として、本来情報の持ち主であり所有者であるはずの国民に対していかに公開するかの仕組みをしっかりと整えることが先だと考えてもおります。

公文書管理、情報公開、何年経過したらどのようにならなければならないのか、必要な仕組みづくりの方向性について、今回、国会法百四条改正に引き続きいてどのように進むべきかお考えになつていのか、野党提出者より伺いたいと思ひます。

○後藤（祐）議員 私たちは、政府が保有する全ての情報は主権者である国民のためのものであると考えておりまして、小宮山委員の認識とそこは全く同じでございます。したがって、政府による秘密情報の保護と国民の知る権利を守るといふ、このバランスをどうとっていくかが重要だという

のがまず基本だと思えます。

行政府側の秘密保護法制が強化されていく中で、国民の知る権利を守る観点からの制度の充実がそういう意味で不可欠だと考えておりますが、昨年の臨時国会には、情報公開法の改正案、そして公文書管理法の改正案を提出させていただきました。この通常国会でも継続審議となっておりますので、一日でも早く御審議をいただいて、与野党の御協力をいただいで、成立を図ってまいりたいと思っております。

また、本法案の審議の過程で、きよの午前中も大変に議論がありましたし、今もありましたが、内部通報者の免責及び保護についても大きな課題があるということが、与野党を通じて共通認識になってきているのではないかと理解しております。これについても法改正をもって対応すべきだという課題が今後残っていると思えます。

また、政府内の方にできる第三者機関による監視、これを法律で設置するか政令で設置するか、まだ不明な状態であり、これ自体が大変な問題でありますけれども、この第三者機関が、独立した立場から、法的拘束力のある形で、例えば指定解除請求権を持つて監視を行う、また内部通報先になるといった制度設計も可能だと思えます。こういった実効性のある法的権限を持った形で監視できる組織ができるよう、国会としてもチェックしていく必要があると考えております。

また、この議院運営委員会で今審議されております情報監視審査会の規程案、これにも多くの課題が残っているということが明らかになっており

ますので、この特定秘密保護法が施行されていく中で、運用面の課題も含めて、知る権利と秘密保護のバランスが図られているかどうか、厳しく今後ともチェックしてまいる必要があると考えております。

○小宮山委員 六月四日の内閣委員会で、民主党の後藤委員の質疑の中で、森大臣は「あらかじめ提供できないと見込まれる特定秘密を全て列挙することとは困難であると思えます。十一月の答弁では、現時点で、例示としてサードパーティーと人的情報源を挙げましたけれども、それ以外の場合であっても、個別具体的に判断した場合に提供できない場合もあるかというふうに思っております。」と答弁されております。

サードパーティールール及び人的情報源以外の場合でも考えられる、提供できない場合とはどのような場合なのか、お答えください。

○森国務大臣 これまでも申し上げているとおり、国権の最高機関たる国会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府としては、これを尊重して適切に対応することとなるものと考えております。

例えば、第三者に提供しない条件を付された情報や人的情報源というような情報については、国会法等の規定に基づく内閣の声明を出して、提供を拒否することがあります。

国会への特定秘密の提供の適否については、個別具体的に判断する必要がありますので、提供を拒否することが見込まれる特定秘密を、あらかじめ全てお示しすることは困難であります。

例えば、内閣声明について、過去、いわゆる造船疑獄事件の捜査状況についての証言、書類の提出拒否に関し、議員証言法に基づくものがございました。

全く仮定の話ではございますけれども、仮にこのようなスパイ事件の捜査状況が特定秘密とされるようなことがあれば、その取り扱いについては、やはり個別具体的に判断をした結果、お示しをできないこともあり得るかというふうに思えます。

○小宮山委員 この問題をやっている、具体的に運用するときはどうなるのか。

特に、国会はさまざまな調査をいたします。わかっていることを聞く場合もありますけれども、わからないからこそ国会で質問をするし、資料請求もいたします。資料請求する中に特定秘密が入っているかどうかもわからないのが、この特定秘密の保護という本質かと思えます。

そういった中で、さまざま関係する方々がいらつしやつて、本当に現実にどうなっていくのかというところ、やはり国政調査をする側から見ると、ある日、私が質問したとしたら、知らない間に特定秘密を要求していた、また触れていたということもあると思えます。また、情報を調べて出していたら、調査室であったり、省庁の方々が、たまたま、どういう理由か、出しているかもしれない。それをどうやって調べるのかも非常にわからない。また、監視されるメンバーに選ばれた方々においても、いつ、どんな状況でそれを漏らしてしまうかというのは、人間でありますので、だからこそ罰則規定、処罰の規定が大変厳しくかかってい

るんでしようけれども、そのあたりも、いつ、誰がそれを漏らしたかをどうやってチェックするのか。選ばれた委員の方には、チェックをする、それが特定秘密かわかっている方がいつでもついて回るんだらうかというような懸念もあり得るのかなという思いもいたします。

そこで、政府が国会への特定秘密の提供を拒否されることが妥当と認められる情報について、野党の提出者にお伺いしたいと思います。

野党案では、報告または記録の内容に同意を得ることなく、第三者に提供しないことを条件に提供された情報であって、現にその提供に同意が得られていないもの、または人的情報源に関する情報が含まれる場合を除き、原則、提出することとされています。提出できないことを官公署より議長に対して疎明された場合にも、議長が、副議長等の意見を聞いて、国家の極めて重要な利益に回復しがい悪影響を及ぼすこととなると認めたときを除き、提出しなければならぬとされており

ます。極端な話になるかもしれませんが、特定秘密として管理される資料の片隅に、人的情報源のような記述や、極めて重大な利益に回復しがい悪影響を及ぼすような情報を書き加えて保存をしてみれば、全て提出を求められなくなるということになるのか、あるいはそういった心配は全く無用で、黒塗り資料のような形で対応されることとなるのか。どのような想定をされるのか、御見解を教えてください。

○後藤（祐）議員 小宮山委員の御質問は、政府

が国会への情報提供を拒否するために、あえて秘密情報に、提供に応じなくてもよいような、拒否できる情報を書き加えて提供を逃れようとするというようなケースだと思えますけれども、まず、そのような意図的な書き加えをしたような情報を特定秘密に指定することは違法な指定であるというふうに考えられます。

民主党が昨年の臨時国会に提出した、特定秘密保護法の対案である特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案においては、秘密指定に関する第三条二項によつて、指定してはならない条件としない条件を定めております。このような指定してはならない条件の中で違法ということを読んでいくということになるのではないかと思います。

特定秘密保護法の中では、指定してはならない条件というのは必ずしも明確に書いていないんですけれども、第十八条の指定に関する運用基準といった規定もございます。こういったところによつて、このような情報の意図的な書き加えによる秘密指定はできない旨を明確にするべきではないかなというふうにご考えております。

ただ、実際このような行為がどこで行われるかと想像しますと、担当の部署で秘密裏に行われるのではないかと、こういうふうにご存じます。これを厳しく監視するためにはやはり内部通報の充実というのが欠かせないというふうにご存じます。現状では、小宮山先生御指摘のような行為に対して、秘密の取扱者の中でも良識のある方が通報してしまうのでできません。ぜひとも、法改正を含め

て、内部通報を可能にすることも含めて、今のよくなことが起きないような制度的な担保は必要だというふうにご存じます。

○小宮山委員 時間の関係がありますので最後にいたしますけれども、情報監視審査会が、けさも指摘をさせていただきましたが、形骸化することの可能性について、与党議員が基本的には多くなると想定されますけれども、事実上の審査会は、年一回の政府からの、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施の状況報告を聞くだけの会となつてしまうのではないかと。なかなか開かれないというのも、実際の国会の特別委員会等、また、現実の運営の中ではよくあることでもございます。この点に関しては、形骸化をさせる危険がないのか、また、それをさせないための知恵などがありましたら、与党提出者より御見解を伺いたいと思

います。○大口議員 国権の最高機関である国会がこういう情報監視審査会をつくったわけでございます。この任務は、特定秘密の指定ということを常時監視するとともに、外務委員会とか安保委員会からの要請によつて、特定秘密の提供についての適否、これも審査するわけでございます。会期中、閉会中も活動いたしますし、そしてまた、必要があるときには、調査、審査の報告書もアドホックにもつくることができるとも存じます。しっかりとこれが機能するように、与党としての責任も自覚しております。

○小宮山委員 大口提出者の決意だと受けとめさせていただきます。

きよの委員会の質疑を聞いておりまして、「厚生年金保険制度回顧録」という、厚生官僚が書いたものでありますけれども……

○逢沢委員長 時間が参っておりますので、取りまとめをよろしく願います。

○小宮山委員 その中で、厚生年金は支給するまで二十年もかかるのだから、今のうちどんどん使ってしまったって構わない、厚生省の連中がOBになつたときの勤め口に困らない、何千人だって大丈夫さという回顧録がございました。

情報が開示されるころになって、今回の場合は、いつなるかもわからない、そういった案件でもあります。そういう意味においては、同じようなやはり人間がやることであります、情報開示がきちんとされてからこの法案は本来審議されるべきだということを訴えさせていただきます、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○逢沢委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○逢沢委員長 この際、町村信孝君外二名提出の衆議院規則の一部を改正する規則案、衆議院情報監視審査会規程案に対し、平沢勝栄君外二名から、自由民主党、公明党、みんなの党の三派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。大口善徳君。

衆議院規則の一部を改正する規則案に対する修正案
正案

衆議院情報監視審査会規程案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○大口委員 ただいま議題となりました衆議院規則の一部を改正する規則案に対する修正案及び衆議院情報監視審査会規程案に対する修正案につきまして、自由民主党、公明党及びみんなの党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、先日来的本委員会における質疑を踏まえて提出したものであり、その要旨は次のとおりであります。

まず、特定秘密の漏えい等があった場合に委員の三分の一以上から懲罰の動議を出すことができる旨の規定を削除することあります。

次に、議院または委員会もしくは情報監視審査会の事務を行う職員について、議院または委員会もしくは情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密等の閲覧を認める規定を設けることあります。

最後に、政治倫理審査会が行う辞任の勧告の対象に情報監視審査会の会長を追加することあります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○逢沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○逢沢委員長 これより各案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大西健介君。

○大西（健）委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、民主党、日本維新の会、結いの党提出の国会法の一部を改正する法律案に対して賛成、自民党、公明党提出の国会法等の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案、衆議院情報監視審査会規程案に対して反対の立場から討論を行います。

まず、与党案の情報監視審査会を設置する国会法改正案については、あくまで現在の国会法第百四条の枠組みを維持するものです。国会に秘密情報を出すかしないかの最終的な判断は政府にあり、国会はそれに従わざるを得ません。政府の判断で特定秘密の提供を拒否できる限り、情報監視審査会が、その役割と機能を十分に果たせないばかりか、政府の判断を迫認する機関となってしまう懸念があります。

また、情報監視審査会は、特定秘密のみを扱い、他の政府秘密を対象としない点も問題と考えます。さらに、政府において特定秘密の監視や運用等をつかさどる監視機関が、どのような権限や役割を担い、本当に実効性のある機関となるのか、法的措置はどうなるのか、全くわかりません。そのような中で国会における監視機関のみを先行させることは、余りにバランスに欠けます。

これに対して、民主党、日本維新の会、結いの党の国会法改正案は特定秘密に限らないものです。政府は原則、国会が審査または調査のために必要とする情報については、国会の求めに応じて提供するものであって、これは与党案の情報監視審査会がその機能を発揮するための前提になるものだ

と考えます。

これまで、野党案の可決に向けて努めてまいりましたが、残念ながら今もって与党の皆さんの御理解は得られない状況の中で、形ばかりの監視機関となるおそれのある与党の国会法改正案に賛成するのは難しいと考えます。

次に、衆議院規則の一部を改正する規則案については、国会議員の懲罰を新たに可能にするものですが、そもそも閣法である特定秘密保護法により国会議員を刑罰の対象とすることは、三権分立の観点からも問題であると考えます。国会において懲罰を自律的に決定することに伴い、少なくとも閣法である特定秘密保護法の罰則の適用対象から除外すべきではないかと考え、本規則案には反対します。

また、情報監視審査会規程案については、特定秘密保護法によって要請される秘密保護措置を定めなければならぬにもかかわらず、米国の規定と比べても内容に具体性が欠けており、不十分な内容となっております。政府が秘密保護措置として不十分であると判断し、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあるとみなされてしまう可能性があるなどの弊害も考えられるため、賛同できません。

以上申し述べた理由に基づき、民主党、日本維新の会、結いの党提出の国会法改正案に賛成、自民党、公明党提出の三案にいずれも反対する次第であります。

以上です。（拍手）

○逢沢委員長 次に、樋口尚也君。

○樋口委員 公明党の樋口尚也でございます。

公明党を代表して、ただいま議題となっております議案のうち、与党提出の国会法等の一部を改正する法律案並びに衆議院規則の一部を改正する規則案及び修正案及び衆議院情報監視審査会規程案及び修正案の各案に対し、賛成の討論を行います。

我が党は、昨年十二月の特定秘密保護法成立の際に自民、公明、維新及びみんなの四党間で合意したいわゆる四党合意を受け、同法成立直後からこの四党合意を誠実に履行すべく、党内に特定秘密保護法のフォローアップに関するプロジェクトチームを立ち上げました。

そして、特定秘密を取り扱う関係行政機関のあり方等、国会における特定秘密の保護措置全般について議論を開始いたしました。有識者からのヒアリングを重ねるとともに、海外調査で得た知見を共有して、全党的な議論を行い、細部にわたって周到な制度設計の作業を行いました。

その結果、政府による特定秘密の指定の恣意的な運用を防ぐための立法院の実効的な監視体制について、特定秘密保護法十条と国会法百四条の枠組みを堅持した上で構築できることを確信するに至りました。

ただいま議題となっております与党案は、こうした我が党の基本的な考え方を、自民党の皆様と共有する形でつくり上げたものでございます。

以下、各案に賛成する理由を具体的に申し述べます。

第一に、各議院に情報監視審査会を常設し、政

府の特定秘密の運用状況を常時監視する機能と、国会の委員会等による国政調査への政府の対応が適切かどうかを審査する機能を持たせた点であります。

特定秘密保護法については、国民の皆様から、恣意的な運用がされるのではないかと懸念を頂戴しているところであり、また、同法十条及び附則十条により国会の行う審査または調査に必要な特定秘密がきちんと提出されるよう、国会みずからの手で保護措置を整備することが求められております。

与党案の情報監視審査会は、この双方の要請に応えるものであり、ここまで周到に制度設計をされた提出者の御労苦に心から敬意を表したいと思っております。

第二に、情報監視審査会から政府に対してなされる運用改善勧告、特定秘密の提出、提示勧告について、従来からの三権分立の原則にのっとりた理解に基づき、その実効性を担保する工夫がなされていく点であります。

情報監視審査会の勧告には確かに法的拘束力はありませんが、それは、三権分立の観点から、たとえ国会であっても政府の持つ行政権を侵してはならないことから、行政の自主的な行動を求める勧告を行うこととしたものであります。

さらに、情報監視審査会が勧告をした場合には、その勧告の結果とられた措置について行政機関の長から報告を求めることができるとの規定を設け、政府が勧告を軽視しないような工夫がされております。

第三に、情報監視審査会の組織、構成、活動の各般につき、世界標準の仕組みが取り入れられている点であります。

情報監視審査会の委員が議院の過半数の議決を得て選任されること、委員は、選任後遅滞なく、秘密を漏らさないことの宣誓を行うこと、特定秘密の指定、解除等の権限までは持たないこと、事務局職員に適性評価を受けさせることなどは、世界では当たり前のことであります。ことし初めに与野党が加わり行われた海外調査の成果を十分に生かし、世界のどこに行っても遜色のない制度になっております。

特定秘密保護法の施行は、ことしの十二月までとなっております。国会に設置する特定秘密に関する監視組織の枠組みづくりは待ったなしであります。国会として、国民の信頼を得られるよう、保護措置を早急に整備していかなければなりません。

本日の参考人の皆様から、すばらしい御意見もいただきました。この仕組みについては、これからも絶えず、よりよきものに育てていくことが大事だと決意を申し上げ、同僚議員の皆様の幅広い御支持を期待して、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○逢沢委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木（憲）委員 日本共産党を代表して、自公案、三党案、修正案、全てに反対の立場から討論を行います。

自公案は、戦後初めて国会に秘密会を常設する、

極めて重大な法案であります。会期末になって自公両党が提出し、昨日から審議に入り、きょうの参考人を含め、わずか七時間で質疑を打ち切り、採決するなど、到底許されません。厳しく抗議するものであります。

反対する最大の理由は、この法案は、昨年末、広範な国民の反対を押し切って安倍政権が成立を強行した秘密保護法に従って、国会の委員会や国会議員に、秘密を漏らさない厳格な仕組みをつくり、国会を政府の秘密保全体制に組み込むものだからであります。断固反対であります。

提案者は、政府の特定秘密を監視すると言いますが、国会がどんなに厳格な秘密保全の仕組みをつくっても、何を特定秘密にするかは秘密であり、国会に提出するかどうかも、全て政府の判断次第というのが秘密保護法であります。

たとえ秘密が開示されても、情報監視審査会の審査は秘密会で、会議録は公開されず、委員ですら許可なく閲覧できません。秘密の開示を受けた議員は、その内容を国会の外で漏らせば刑罰に処され、国会質問で取り上げたら懲罰の対象となり、除名処分まで受けかねないのであります。

これは、憲法が保障する議員の発言、質問の自由を奪うものであります。

国会は、特定秘密体制にお墨つきを与えるだけでなく、政府の秘密体制にみずから取り込まれ、政府の秘密を国民の目から隠す、秘密の共犯者になってしまっているのであります。到底容認できません。

国会は、主権者国民を代表する唯一の立法機関であり、国権の最高機関であります。憲法は、国

会に国政調査権を保障し、公開原則、議員の発言権保障を明記しております。国会は、国政調査権を行使し、政府に資料を要求し、日米安保の秘密を初め政治、行政の実態に迫り、政府監視の任務を果たすことが求められているのであります。

秘密保護法を前提にし、政府、行政の行為を国会の上に置いたのでは、国会はその憲法上の役割を果たすことはできません。

秘密保護法は、国民の知る権利を侵害し、日本国憲法の基本原則を根底から覆す希代の悪法であります。廃止を求める世論と運動は、成立後も広がりに広がっております。

今必要なことは、秘密保護法の廃止であります。国会を秘密保全体制に組み込むこの法案を強行することは、断じて許されません。

以上で反対討論を終わります。（拍手）

○逢沢委員長 次に、小宮山泰子君。

○小宮山委員 生活の党を代表して、まず、自民公明党提出の国会法等の一部を改正する法律案と衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案原案及び修正案に反対の立場から討論を行います。

これらは、昨年十二月に、拙速な議論経過のもと、強行な採決に至った特定秘密保護法の附則十条の規定に基づいて、与党より提出されたものが基本であります。

私たち生活の党は、外交上あるいは安全保障上公開することができない秘密とすべき情報があり、その秘密保護のあり方についてしっかりとした仕組みを整えておくことは必要だと考えています。

本来、そのための仕組みについては、国家公務員法の改正などで十分対応可能なものと考えていましたが、昨年暮れに成立となった特定秘密保護法は、国民主権のもとで、民主主義、基本的人権の尊重といった日本国憲法の基本的な原則に抵触しかねない内容が含まれたものであり、また、どういった場合に刑罰が処されることとなるのか明確でない、罪刑法定主義に照らして大きな問題がある、法律の体をなしていないものでもあります。まずは一旦廃止して、秘密保護のために本当に必要な仕組みとための法制度について十分な審議を行い、つくり直すことも必要だと考えております。

国民主権の立場に立てば、本来、政府が扱う情報も、また国会が扱う情報も、国民のものであります。

保護すべき情報を定めて、情報漏えいとなった場合の罰則を規定するという議論や法制を行うのであれば、同時に、あるいは優先して、いかに情報を開示していくのか、いつまで秘密とするのかといった公開の仕組みを整備するべきです。

本日、参考人からの意見陳述において指摘がされたように、本来秘密とすべき情報だけでなく、都合の悪い情報は出たくないという心理など、過剰な秘密指定、非公開が発生し、結果として、特定秘密の指定について恣意的運用を生じる可能性を否定できないこととなります。

与党提出の法案は、問題のある特定秘密保護法を前提として、会期末に慌ただしく提出されました。こうした前提、提出、審議の持たれ方も含め

まして、この法案に賛同することはできません。

なお、民主党、日本維新の会、結いの党提出の国会法の一部を改正する法律案については、国会の国政調査権を尊重し、政府からの情報提出を求める機能の面から、望ましい内容と考え、賛成であることを述べ、私の討論といたします。（拍手）

○逢沢委員長 これにて討論は終局いたしました。

○逢沢委員長 これより採決に入ります。

まず、大島敦君外四名提出の国会法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逢沢委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、町村信孝君外二名提出の国会法等の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逢沢委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、町村信孝君外二名提出の衆議院規則の一部を改正する規則案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、平沢勝栄君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逢沢委員長 起立多数。よって、本修正案は可

決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逢沢委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、衆議院情報監視審査会規程案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、平沢勝栄君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逢沢委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逢沢委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○逢沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○逢沢委員長 次に、次回の本会議の件について
であります。次回の本会議は、明十三日金曜日
午後一時から開会することいたします。
また、同日午前十一時理事会、正午から委員会
を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十七分散会